

第118回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和6年9月11日(水曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	1番	大 村 隼		
		※午後4時35分から早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
	書 記	坂 口 純 大		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	江 見 秀 樹
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	笹 谷 一 博
	情報政策課長	時 政 典 孝	企画防災課長	大 下 順 世
	税 務 課 長	福 岡 康 浩	住 民 課 長	間 嶋 博 幸
	健康福祉課長	木 村 昌 子	高年介護課長	山 崎 二 郎
	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	諏 訪 弘
	建 設 課 長	平 井 誠 悟	上下水道課長	古 市 宏 和
	上月支所長	福 岡 真 一 郎	南 光 支 所 長	安 東 さ ゆ り
	三日月支所長	横 本 宗 治	会 計 課 長	内 海 義 文
	教 育 課 長	三 浦 秀 忠	生涯学習課長	高 見 浩 樹
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1．一般質問

午前 10 時 00 分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。それでは、日程に入ります。

日程第 1．一般質問

議長（千種和英君） 日程第 1 は、昨日に引き続き、一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、1 番、大村 隼議員の発言を許可します。大村 隼議員。

〔1 番 大村 隼君 登壇〕

1 番（大村 隼君） おはようございます。通告に基づき、本日、2 点の質問をさせていただきます。1 番議席、大村 隼です。

まず、こちらから 1 点質問させていただき、再質問と 2 点目の質問に関しては、所定の席からさせていただきます。

1 つ目の質問です。

町の上下水道における法令に基づく水質検査と有機フッ素化合物 PFOA、PFOS 等の検査、及び公開方法について伺いたします。

安全な水は生活の基盤であり、上下水道の水質検査は極めて重要です。法令に基づく水質検査に加え、近年問題視されてきている有機フッ素化合物 PFOA、PFOS、PHF_xS などについて、検査が行われているかどうか、また、それらの結果の公開方法について、以下の点を質問いたします。

1、法令に基づく水質検査の実施状況について。町の上下水道において、法令に基づく水質検査はどのように実施されているのでしょうか。そして、その結果について、町としてどのように管理し、町民に周知されているのでしょうか。

2 つ目、有機フッ素化合物の検査実施状況について。現在、町において、PFOA や PFOS、PHF_xS など、有機フッ素化合物の検査は行われておりますか。これらについて、どのような基準で測定され、その基準をどの程度満たしている状況か、分かれば教えていただきたいと思います。また、今後の検査実施をどのように行い、また、その必要性について、どのように考えているか、お答えください。

3 つ目、水質検査結果の公開方法について伺いたします。町では水質検査結果をホームページで公開していますが、現在の公開方法は PDF 形式となっていると思います。機械判読性が低いデータ形式ですけれども、この点について、どのように認識されているのでしょうか。機械判読性を高めたデータ形式、CSV、XML 等、いろいろあるとは思いますが、それによる公開は考えておられますか。以上、こちらから質問させていただきます。

す。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

皆さん、改めまして、おはようございます。本日も、どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、大村議員からのご質問にお答えさせていただきます。

1点目の上下水道における水質検査等についてのご質問にお答えさせていただきます。

近年、報道等によりますと、岡山県吉備中央町や大阪の摂津市など、全国的にです。水道水でPFOS（ピーフォス）、PFOA（ピーフォア）と言われる有機フッ素化合物の高い数値が検出され、報道され問題になっております。

本町におきましては、令和6年度に初めてPFOS（ピーフォス）、PFOA（ピーフォア）の水質検査を行いました。その結果は、目標値の50ナノグラムをはるかに下回ることを確認をしておりますので、現段階におきましては、町民の皆さんには、安心して水道をご利用をいただきたいというふうに思います。

まず、1点目の法令に基づく水質検査の実施状況について、町の上下水道において、法令に基づく水質検査がどのように実施をされていますかと、その結果について、町としてどのように管理し、町民に周知していますかという点についてお答えをさせていただきます。

水道事業者等にとって、安全かつ清浄な水の供給を確保することは、最も基本的な義務であり、これを常時確保するため状況に即応した水質の管理が不可欠であることから、水道水が水質基準に適合するかどうかを判断するための水道水質の定期及び臨時の検査を水道事業者に義務づけられております。

水質基準項目の51項目の検査は、原水において1年に1回、浄水においては1年に4回の水質検査を行っております。

水質管理目標設定項目においては、原水及び浄水の27項目を検査し、農薬類においては、原水の115項目をそれぞれ1年に1回検査を行っております。

なお、浄水においては、水質基準項目の51項目のうち、基本項目となる9項目の検査を毎月行ない、色・濁りと消毒の残留効果の3項目については1日に1回検査を行っております。

そのほかにも、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物の検査も年に1回行っております。

これらの水質検査の実施機関は、厚生労働大臣の登録を受けております日本メンテナンスエンジニアリング株式会社に委託して行っているところでございます。

水質検査の結果は、県にも送付されますので、基準値を超えた場合、県の助言・指導・指示に基づき、水質が基準値以下になるように改善しなければ水道を供給することができなくなることもあります。

また、水質検査の測定結果につきましては、水質測定記録表に記録し、5年間保存しなければなりませんので、紙とデータで保管しております。その5年間分の水質基準項目の測定結果は、町ホームページで情報を公開しているところでございます。

また、下水道におきましては、環境基本法では、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、水質環境基準が定められております。また、水質汚濁防止法では、工場や事業所を対象に事業種別ごとに排水基準が定められ、下水処

理場からの放流水に対しても排水基準が適用されます。さらに、排水基準のみでは水質環境基準の達成が困難な水域では、総量規制基準が定められているところでございます。

佐用町の下水道終末処理施設は、特定施設に該当するため、排水基準が適用されるとともに、瀬戸内海の水質の改善を図るため、総量規制基準が定められております。

放流水の水質検査項目は 48 項目あり、定期的に水質検査を行っております。48 項目のうち 10 項目につきましては月 2 回、残りの 38 項目は年 2 回の検査を、現在、株式会社 HER（エイチイーアール）というところに委託をして行っているところであります。

また、流入水の水質検査項目は 9 項目あり、年に 6 回の検査を行っております。

次に、2 点目の有機フッ素化合物の検査実施状況について、現在、町において、PFOA（ピーフォア）、PFOS（ピーフォス）などの有機フッ素化合物の検査を行っていますが、これらについて、どのような基準で測定され、その基準はどの程度満たされている状況か教えてくださいということと、今後の検査実施をどのように行い、また、その必要性についてどのように考えているかということのご質問に対してお答えをさせていただきます。

PFOS（ピーフォス）、PFOA（ピーフォア）は、法令で、これは義務づけられている水質検査には該当は、現在していないものの、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水質基準に準じてその検出状況を把握して、水道水質管理上留意しなければならない項目として、水質管理目標設定項目として定められております。

PFOS（ピーフォス）、PFOA（ピーフォア）は、日本水道協会の水道統計でも検査項目となっておりますが、その対象は給水人口が 5,000 人超の規模の大きい水道事業に限定されておりましたが、令和 6 年度から 5,000 人以下の小規模な簡易水道等も調査対象とし、佐用町でも、冒頭申し上げましたとおり、既に、日本メンテナンスエンジニアリング株式会社に委託して、この 6 月に町内 15 地点の簡易水道の管末において採取し、水質検査を実施したところでございます。

PFOS（ピーフォス）、PFOA（ピーフォア）の水質基準目標値は 50 ナノグラム以下となっておりますが、検査結果は速報値ではございますが、目標値の 50 ナノグラム以下であり、15 か所のうち、11 か所からは全く検出がされず、残りの 4 か所も 1 から 3 ナノグラムと非常に低い数値となっております。水質検査の結果が、これはまた、これから確定をするんですけども、確定次第、町ホームページ及び広報誌でお知らせをさせていただきます。

将来にわたって水道水の安全性を確保するために、令和 6 年度以降も水質基準を補完するものとして、継続して PFOS（ピーフォス）、PFOA（ピーフォア）の水質検査を実施してまいります。

最後に 3 点目の水質検査結果の公開方法についてということに、お答えをさせていただきます。

現在、町ホームページでは、水質規準項目の測定結果を 5 年間分 PDF 形式で公開しておりますが、今後、水道利用者のデータ活用を考えて、機械判読性を高めた CSV 型式で公開してまいります。

以上、ご質問に対しましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） 回答いただきまして、ありがとうございます。

そして、昨今、話題になっている有機フッ素化合物についても、安全であるというふう

な回答をいただけて、安心しております。ありがとうございます。

それでは、順番に再質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず、1つ目の回答をいただきました。ありがとうございます。法令に基づいた水質検査の実施状況について、説明いただきましたけれども、佐用町では水質検査計画 2024 年度も出ていると思うんですが、それに基づいて、適正に検査が行われていると思います。この水質検査計画についても、そして、答弁にもいただきましたけれども、5 年分の検査の結果についても、ホームページで公開されているというふうに言っていたと思うんですけども、その中身について、少し、特に水質検査計画とかについて、ちょっと、お伺いしたいと思うんですけども、もちろん、これは、適正に実施されていることと思いますが、水質検査のところにおいて、検査計画の 3 のところに書かれていると思うんですけども、各水道の原水の状況として、汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目というようなものが示されています。その中には、農薬散布、降雨による濁りとか、腐植質による色度の変化とか、各水源によって、いろいろ上げられているんですけども、農薬散布とか、最近、農業スタイル、農薬の散布の仕方も変わってきていますし、そういった部分とかの変化によって、何か影響があったのかとか、近年、雨の降り方も変わってきています。ザーッと降って、夏、夕立がほとんどなかったと思うんですけど、今年も、そういったような変化があったと思うんですけども、そういったところとか、腐植質の変化とか、これは山の管理とか、そういった部分に関連してくると思うんですけども、ここ数年の変化というようなものはあったんでしょうか。

また、現状の課題というようなものは感じておられるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） お答えします。

今、言われた、例えば、薬品とか、そういったものも 115 項目ありまして、毎年度検査しております。

それから、水道の場合は、上水、飲み水ですね、飲み水の検査と原水、井戸とかになりますけども、分けて検査をしております。

その中で、先ほど言いました 51 項目の水質基準項目。それから、目標項目、要検査項目に分かれております。

それで、目標項目の中に農薬なんかがありまして、それを 1 年にいっぺんしますとか、それは、水道法の中に定めがありますので、それで行っております。

で、その中で、数値が、要は基準以下、全てが基準以下です。佐用町の場合は。それが、ここ数年で悪くなったとか、そういうことはございませんので、安心していただけるかと思えます。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） ちょっと、追加でお答えをさせていただきますけれども、大村議員のご質問の中にも、近年の雨の降り方、また、山林の荒廃とか、そういう中で、原水等に

おいての変化というようなものも、そのへんのことも、ちょっとお聞きになったんではないかと思うんですけれども、確かに、雨が、豪雨がありますと、川を見ていただいたら分かるように、非常に川がすぐ、ああして、濁ります。非常に山からの土砂と言いますか、土、流出物が、非常にたくさん流れてくる。一気に水が流れる。それが終われば、サッと水が減ってしまうというような、そういうことは、これはもう、このところ、ずっと、こういう状況が続いてきているということで、安定した、なかなか、水を確保していく、そういう、各町内、たくさんの箇所に取水場というのを、水を取っているんですけれども、そのところは、なかなか苦労しているところであります。

原水が、そうした汚濁があった場合に、どうしても浄水、水を浄化しても、なかなか汚濁が取り切れない。そのために、浄化していく段階として、前処理というの、一旦、大きく汚濁したものから、中に泥、土砂、泥というようなものを凝固させて、そして、一度沈殿させて、その水を、さらに浄化していくというような、そういう手間暇を、手をかけないと、町民の皆さんに安心してというか、きれいな水を送ることができないということで、そういうことでの非常に経費がかかっている。設備もかかりますし、経費もかかります。

それと同時に、この検査の項目、今、いろいろとお話させていただきましたけれども、これだけの検査項目があって、それを一つ一つ、実際に水質検査をやっているわけです。上下水道課長も申し上げましたように、当然、今、法令に基づいたり、そういう基準に基づいて、町は、それ実施しているわけですが、以前と比べると、どんどんと、その検査項目も増えているんですね。それは、やはり、農薬1つにしても、次々と新しい農薬も開発をされます。

今回、ご質問の趣旨であった、PFOS（ピーフォス）、PFOA（ピーフォア）、こういうことも、全く、以前には、そういう検査項目もなかった、問題にされていなかった。それが、新たに、こういう問題が、また、出てきたということで、本当に、今のこのこういう、いろんな工業製品、化学製品、ものが次々と生まれてくる中で、水道水の安全ということについて、これは本当に、いつも原課のほう、上下水道課のほうも、本当に神経使って、これ検査をし、もし、濃度のそういうものが、基準を超えるものが出たら、一気にこれ、じゃあ、どうするか。なかなか、それ対処しようがないところがあるんですね。

だから、それが出ても、水道が供給できなくなってしまうということになるわけですよ。

ですから、そのへん、なかなか、私たちのような小さな簡易水道施設、たくさん持っているわけですが、自分とこの簡易水道施設で全てのものを取り除くとか、浄化していくというようなことは、本当にこれは、もう不可能なことです。

でも、それも検査しながら、これは国全体として、ちゃんと、そういう規制、こういう物質の規制もしていただかないと、なかなか、これから、さらに難しいなということと、これ、皆さんにも、町民の皆さんにもご理解しておいていただきたいんですけれども、この検査をしていくだけでも、年間を通して、これだけのことを専門機関に委託をしてやっております。ですから、それも佐用町内には簡易水道が、これだけ各旧町がつくってきた小さいのがいっぱいあるわけです。その簡易水道1つだったら、1か所取れば、それで済むんですけれども、それぞれで、全部検査をしております。だから、この検査料と呼びますか、費用というのが、本当に莫大な、どんどん増えております。

でも、これも安全な水を供給し、また、皆さんに安全に安心して使っていただくために必要な経費なんですね。必要な経費なんですけれども、水使っていただく時に、それだけの検査なり、いろいろな対策をしながら、水を供給しているんだと、それには大変大きなお金も、経費もかかっているんだということ、そのことは、ご理解いただきたいし、これからは、ますます、その検査項目なんかも、まだまだ、こうして増えていくということが考えられます。

ちょっと、長くなりましたけれども、ちょっと、水道の、今の本当に大変な状況というのは、なかなかこれ、皆さんに分かっていただけないというのか、見えないところなので、ちょっと、申し上げさせていただきました。はい。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） 回答いただきまして、ありがとうございます。

本当に、町長が言っていたように、皆さんが、行政の方々が神経を使って、適正に安全な水を供給していただいているということについて、本当に感謝をして、個人的にも感謝しております。ありがとうございます。

そして、また、費用がかかるということについても、ちょっと、そのあたりも、後で、少し聞こうかなとは思っていたんですけど、今もう、説明もいただきましたので、現状、先ほど、町長の中にもありました有機フッ素化合物についても、後で、ちょっと、その部分についても、また、質問していきたいと思うんですけども、ちょっと、まず、今、上下水道課長に答弁いただきまして、その部分のところですね、特別、ここ数年だからと言って、特別何か困った問題が出たというようなことはないということを聞いて安心いたしました。ありがとうございます。

それで、そのまま、引き続き、再質問のほうを続けさせていただきたいと思います。

2 つ目の有機フッ素化合物の検査についても、先ほど、冒頭お伺いしたところで、今、町長からも、答弁いただきましたけれども、それについても、検査結果について、国が、現状、示している暫定目標値、これ 50 ナノグラム・パー・リットル。1 リッター当たり 50 ナノグラム未満ということだと思うんですけども、これを下回っていることをお伺いして、また、11 からは検出されなかった。そして、4 つのところからも数ナノグラム・パー・リットル程度だったということをお伺いできたので、そのあたりについては、すぐお聞きしたかったところをお聞きできました。

ちょっと、すみません。確認。細かくて申し訳ないんですが、確認 1 つ、先に確認だけなんですけども、それは、一応、リットル当たりということで、ナノグラムだけだったので、回答が、リットル当たりということで、勝手に書き換えさせていただいたんですけども、それで間違いないでしょうか。すみません。ちょっと、話の中で、よろしく願います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 間違いございません。リットル当たりです。はい。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

今後の見通しについて、ちょっと、お伺いしたいところがあります。この有機フッ素化

合物ですね、検査がお金がかかるという部分はあると思うんですけども、この有機フッ素化合物の性質上、水源となる、そういったところに、先ほど、答弁の中にあった吉備中央町の例で言うと、産廃が放置されたことが問題なのではないかというような話がされていると思います。

それ以外の地域でも、消火剤に含まれる、そういった部分が問題になっているのではないかなというように指摘がされているような現状だとは思いますが、それは、新聞報道とか、報道でも話題になっているところだとは思いますが、現状、そういった部分がなければ問題ない内容なのかなというふうには思っているんですけども、今後の見込みに関して、お伺いさせていただきたいと思います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） お答えします。

PFOS（ピーフォス）、PFOA（ピーフォア）、いわゆる PFAS（ピーファス）と言われる部分の代表的なものですけれども、これは使うこととか、つくること全て中止されております。ですから、これ以上、増えないということなんですけれども、国内においては、自衛隊の基地がある沖縄とか、それから、神奈川県とか東京とか、ここは高い数値です。

それから、大阪摂津市なんかはダイキンの工場があって高く出ています。

あと、特色で言えば、産業廃棄物、処理場があって、原因は特定できないんだけど、そこだろうと言われていたようなことがあって、幸いなことに、佐用町には、そういった工場とか、そういう処理場なんかがございますので、今の数字以上に高くなる要因というのは考えられません。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

そういった、施設、例えば、水源の近いところに、そういう施設があるかないか。今は、製造は中止されているとは思いますが、そういった部分については、現状、その見通しについてもお伺いできたことについて、よかったです。ありがとうございます。

佐用町では、水道水源保護条例、こういったものもつくっておりまして、あると思います。その部分で、中で産廃の設置とかについても規定されておりますし、こういった条例の違反がなければ、基本的には、そういった産廃が勝手につくられたとか、そういったことなければ、そういう安全、今後も PFAS（ピーファス）に限ってみればですけども、そこについては、化学物質ですので、安全なのかなというふうに、個人的にも思っております。

その中で、ちょっと、1つお伺いさせていただきたいのは、PFAS（ピーファス）の話を続けさせていただきましても、各市町では、この問題というか、そういった新聞報道、そういったものを受けて、ホームページで現状であったりとか、PFAS（ピーファス）とは何なのかとか、そういったことまで、結構詳細に公開したり、広報でも大きく取り上げたりするような自治体もあるわけですけども、今後、それを公開されるというふうに、最初の答弁でお伺いはできているんですが、この部分について、もう少し詳しくお教えい

ただけたらと思うんですけれども、こういったふうな感じで公開していこうと思っておられるのか、お伺いいたします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） この詳しいフッ素化合物でとかいう、細かな説明は、難しすぎて、なかなか、住民の方も分かりにくいんじゃないかと思われます。

ですから、なるべく分かりやすい形で、こういう基準だったら、今のところ、基準値以上ですよとか、分かりやすい説明を、できるだけしていきたいなと、今、考えております。

一般的に、いろんなところで、載っている分を見たら、やっぱり分かりにくいんですよ。

だから、どうすれば分かりやすいのか、安全ですよということが、一番分かっていたいただけたらいいのかなと、今は、検討している段階です。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

本当に、今回、検査の結果が出て、50 ナノグラムの、各 PFOA（ピーフォア）、PFOS（ピーフォス）、について、各 50 ナノグラム・パー・リットル未満と、そういうふうな部分が 1 つ国のほうが目安として出されているところだと思います。

町長の説明にもあったとおり、これは義務的な、必ず調査しなければならないというよりも、検討、今後、推移を見ていかなきゃならないというふうな形になっていると思います。それで、現状、ほとんど検出されていないということです。そういった安全に関して、しっかりと町民の皆様にお伝えいただいて、分かりやすい形で説明していきたいというふうな答弁をいただきまして、ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

そのまま、3 つ目、水質検査結果の公開方法について、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

今後、CSV での公開を考えておられるというふうなふうにお伺いしたんですけれども、これは、5 年分、過去 5 年分に遡ってするというか、今後、新しい分に限ってしていこうかなという考えなんでしょうか。よろしくお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 全て、CSV に置き換えようかということで、予定しております。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

やっぱり、見やすい形で公開する。PDFは読む方にしたら、全然見やすい形だとは思いますが、やっぱり、それが、今度、いろんな5年、10年、例えば、20年、今後、蓄積していった、それを、見やすい形で、再度、整形するとかいうふうになると、やはり、いろんな形はあると思うんですが、機械判読性の高いデータ形式で公開していただいたほうが、今後につながっていくのではないかと、思って、今回、この部分についてもお伺いさせていただきましたし、CSVで公開、以前の分についても考えているということで、回答いただきました。ありがとうございます。

この部分について、回答いただいておりますので、ちょっと、この水質について、今回、お伺いした部分の一部なんですけれども、個人的に気になっていた、報道などで気になっていたという部分もありまして、町民の方から、新聞で見るんだけど、どうなっているのというような話も聞いたりもしましたので、ちょっと、お伺いしてみたいなと思って、今回、質問のほうをさせていただきました。

特に、私自身も、Uターンの方とか移住者の方、そういった方は、やっぱり、水道に関して、意識も、どんなふうになっているのか、もちろん水質という部分についても気にされている方というのは、一定数おられます。

で、ホームページで、水道料金というのが、金銭的には、よく見られることなんですけれども、それだけじゃなくて、水質がどうなっているのか。水道、そして、水源について、どう考えているのかという点も、住む場所の選定の1つの要素になっていると、そんなふうに、話もありますし、佐用の魅力としての水、そういった観点でも、水質のデータとか、そういったものを公開していただくことで、いろんな、そういった方にも魅力的な佐用町という部分に移っていくのではないかと、そういう部分もありましたので、今回、質問させていただきました。

そして、その中で、やはり検査は、すごく重要な部分であるということも、もちろん認識していただいていると思いますし、実際、この水質検査計画に基づいて検査いただいているということも確認させていただきましたので、ありがとうございます。

水は、私たちの住民の生活にとって、なくてはならない存在でありますし、その安全性、そして、信頼性というものが暮らしの質を左右する、非常に重要な要素になっていると思っています。清潔で安全な水を、今でも、そしていつでも利用できると、そういったことが、私たちの健康とか、安心に直結しているかなと思っています。

日々、適正に管理していただいているということについて、確認させていただきました。ありがとうございます。行政の皆様には感謝いたします。

引き続き、安心安全な、引き続き、水道行政のほうをお願いいたしまして、この質問については、終えたいと思います。

それでは、次の2点目の質問に移りたいと思います。

スマートフォン利用における情報格差、デジタルディバイドの解消に向けての取組などについて、お伺いさせていただきます。

現在、スマートフォンの利用は拡大し、単なるコミュニケーションツールにとどまらず、情報インフラとしての役割を果たしています。この情報インフラは、電気や水道などと同じく、現代社会において欠かせないものになってきていると思っています。

しかしながら、スマートフォンの普及に伴い、これを十分に活用できる方々と、使いこなせない、もしくはアクセスすら困難、触るようなこともないというような状況にある方の間に、情報格差、デジタルディバイドが生じているというふうに思います。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

町では、初心者スマホ教室などを開催しており、スマートフォンを活用できるようにするための学習支援策を行うなどの取組を行っていますが、情報格差是正のため、現状どの

ような取組が行われているのか。また、今後の予定についても伺いたします。

2つ目、スマートフォンの普及に伴い、それらを有効かつ安全に利用するためのデジタルリテラシーが求められています。特に、子供から高齢者まで幅広い世代が技術と適切につき合うための教育やサポートも必要になると思います。町として、デジタルリテラシー向上のために行っている取組について、教えてください。よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、大村議員からの2つ目のご質問でございますスマートフォン利用における情報格差の解消に向けてというご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

ご質問のとおり、近年は情報技術の発展に伴い、社会全体で急速にデジタル化が進んでおり、その中心的な媒体として「スマートフォン」いわゆるスマホが広く利用されているところでございます。

スマホは、従来の携帯電話の機能に加えて、大画面、高性能カメラ、GPS機能、音楽・動画再生機能などが備わるほか、多種・多様なアプリをダウンロードすれば、利用者の目的や好みに合った様々な機能を加えることができる大変便利なアイテムだと言えます。

また、最近ではインターネット通信を使った情報収集・各種申込、ショッピング、キャッシュレス決済、ゲームなど、スマホがあれば日常生活の大半の目的を果たせる環境が整いつつあります。

しかし、その一方で、新しい技術への抵抗感や操作方法の不慣れさ、また、スマホの必要性を感じない人や、通信費など経済的な理由などによって、スマホを持たない人や、所有していても機能を使いこなせていない人もたくさんおられます。

このようなケースは高齢者層に多く見受けられますが、様々な行政サービスがスマホで受けられるよう、本町においても、デジタルディバイド対策は地域社会のデジタル化を進めていく上で大きな課題であり、町としてもできる限り多くの住民がデジタル化の恩恵が受けられるよう、取組を進めるとともに、スマホを持たない方も公平にサービスが受けられるよう周知する必要があるというふうに考えております。

まず、1点目のご質問の情報格差是正のための現状の取組と今後の予定でございますが、町ではデジタルディバイド対策の一環として、令和5年度からスマホ講習会を開催しております。

講習内容といたしましては、スマホの基本操作、メールやSNS、アプリの使い方などともに、ふだん使っていて困っていることや分からないことの相談を受けております。

このような講習会を、兵庫県と携帯通信事業者4社と連携して、令和5年度に5日間、令和6年度に3日間、実施をしております。

また、総務省の補助事業「デジタル活用支援推進事業」を活用したスマホ講習会を令和5年度に10日間実施しており、今年度についても、年明けから年度末の間に10日間実施する計画をいたしております。

さらに、本年7月には株式会社NTTドコモ、キンキテレコム株式会社、佐用町の3者による「佐用町のデジタルディバイド解消並びにDX推進に関する連携協定」を締結しており、その協力事業の1つである町民向けのスマホ教室及び相談会を本年9月からスタートさせており、今後は毎月2回程度の開催を予定いたしております。

そのほか、本年1月には、過疎地域のデジタルディバイド解消やデジタルの利活用に課

題を抱える自治体と、その趣旨に賛同する民間企業との共同で設立された「社団法人まるごとデジタル」の賛助会員に加盟しており、会員相互の情報共有や、協働プロジェクトの創出、官民連携などの活動を通じて、本町の課題解決に向けたヒントを探る機会にしたいというふうに考えております。

行政手続きのデジタル化、デジタルトランスフォーメーションを進めようとしておりますが、行政サービスの周知には、広報誌や防災行政無線放送での広報のほか、対象者が決まっている案内では手紙によるお知らせなど、従来どおりの方法で町民へ情報が届くようにしております。また、窓口業務がデジタル化しても、職員が側について丁寧に説明する姿勢は堅持をしております。

次に、2点目のデジタルリテラシー、正しく使う知識の向上のための取組でございますが、デジタル機器やサービスを正しく使えるよう、町では1点目の質問でお答えしたスマホ講習会の中で、スマホの基本的操作や各機能の説明、有害メールの受信や悪質サイトにログインした場合の対処方法など、安全安心な使用に向けた注意喚起も行っております。

住民がスマホの機能や操作方法、アプリの特徴などを正しく理解した上で、目的に応じて適切に使用ができるように、引き続き支援を行っていきたいというふうに考えております。

また、最近はスマホを持つ世代も低年齢化しており、小・中学生など若年層に向けたデジタルリテラシーの教育・サポートも大変重要となっております。

小・中学生に向けた本町の取組といたしましては、学校での授業や校内研修、またPTA主催の講演会などを学校単位で随時実施しており、教員や保護者も含めて、インターネットやSNSの利用に伴う危険性や使用ルールなど、子供たちが安全安心にスマホを使用するための学習も行っているところであります。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） 回答いただき、ありがとうございます。

順番に、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

町で、今、初心者スマホ教室など、これ、今、答弁にありました、キンキテレコムとNTTドコモと佐用町の3者の連携協定の中で行われていることなのかなとは思いますが、こういった部分というのは、今、どこで行われていてというようなところも、少し詳しくお伺いさせていただきたいと思います。

会場ですね…が、どこで開催されているのかとか、そういったことについても、ちょっと、詳しくお教えいただければ、お答えいただければと思います。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） はい、お答えさせていただきます。

会場につきましては、4地区、それぞれの地域交流センターを使いまして、開催しておりますけれども、佐用の場合は、地域交流センターじゃなくて、役場の会議室であったり、文化情報センターを使ったりして開催しております。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

各地区、何回ずつぐらいを予定されているのかという部分についてもお伺いできればと思います。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） 各地区平等にということで、回っておりますけれども、昨年度につきましては、県の事業で 10 回、それから、国の事業で 6 回ほど実施しておりますけれども、それ 4 等分というわけではございませんけれども、4 地区を平等に回ることと、それぞれ近い地域の方を選んでいただきたいというふうに考えております。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

これ 4 地区平等に回ってということだと思っておりますけれども、やはり、これは、地域に回って行ったほうが、結果、皆さんに、このスマートフォンの利用というものの、こういう講座というものが、もっと広く届くんじゃないかという、そういう考えのもとで、いろんな地区でされているというふうな理解でよろしいでしょうか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） はい、そのとおりです。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

私個人としても、やっぱり、この、なかなかスマートフォンの問題とか、そういった部分というのは、サポートされている内容が、先ほど、最初、町長の答弁いただきましたけれども、メール、SNS、アプリの使い方、そして、ふだん使っている中で、困っていることと、そういったようなことになると思います。

やっぱり、ふだん、結構、いきなり困ると言うようなこともあると思うんですけれども、そういった部分についても、対応は、なかなか、やっぱり、どうしても事前予約、年数回

というような形だと思いますので、難しいかとは思いますが、やっぱり、これは、いろんな利用というものを含めていくとすると、やはり、その地域である種サポートできるような方がおられるというのが1つ、もちろん近隣の方に、僕も聞かれることもありまして、聞かれたら普通に回答させていただくんですけど、やっぱり、そのなかなか、月1回だとかになると、そこまで我慢しないといけないというふうなものになってきているかなというふうな印象になるんですけども、そういった、例えば、その地域で、ある意味で支え合うというような、そういうような取組について、何か考えはあるでしょうか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） はい、おっしゃっておられることは、大変重要な課題でございます。幾らこちらが、回数重ねてやっても、その間に、何かトラブルがあって、すぐに相談したいという時に、以前は、佐用町内に au とドコモのショップがあったんですけども、そこに行けないという環境になってしましまして、それもありまして、講習会とかデジタルディバイド対策として、スマホの講習会を開いているという実情があります。

昨年、実施したアンケートの中で、参加者の方、75歳以上の方が多かったんですけども、そのうちの3割の方が、ふだん、そういったことに困った時に、すぐに相談できる人がいないという実情が見えてきております。ですので、おっしゃったように、地域の中で、そういった相談、すぐ乗っていただけるような方とかいう方が、あれば一番よくて、私たちが実施する講習会のほかにも、地域づくり協議会で、南光の地域づくり協議会があるんですけども、そこがスマートフォンに関する講習会を開いたという実例もございますが、そういった形で、地域でも取り組んでいただける状況が見え隠れしてきております。

一方で、こちらが何か、主になって、そういった人を育てるということには、現在、至っておりませんが、ただ、相談窓口というのを開設しますと、ひっきりなしに、そういった電話がかかって来られるので、そういった方に対する人員の体制やなんかも考えていかなきゃなりませんから、まだ、これから、そういう体制をつくるかどうかについては、考えたいとは思っておりますけれども、（聴取不能）困りごとには、すぐに対応できるようなことを考えていきたいと思っております。

特に、何か、悪質なサイトにということになりますと、本当に困った、どうしようということになりますので、そういった方については、警察、あるいはこちらの消費者生活センターに、すぐお伝えしていただくように、こちらとしては、広報していきたいというふうに考えています。

今、町長からの意見があったんですけども、上月のパソコンで遊ぼうという、これは、任意のグループなんですけれども、それは、生涯学習課の事業として、パソコンの使い方、特に、ワードとか、それから、例えば、年賀状をつくろうとかいうような、スマホとは違う形ではありますが、そういったインターネットを使った方法、教室を開いておりますけれども、その中で、年に1回ほどは、スマホの教室を開いたり、相談会も開いたりという、そういう動きもございます。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） 失礼いたします。

パソコンで遊ぼうというボランティアのグループなんですけれども、そちらのほうに、生涯学習課のほうから委託しまして、年何回か講座を開いていただいております。

昨年ですと、昨年、ちょっと、スマホの講習会はなかったんですが、6回やっておりまして、順番に申し上げますと、フォトブック講座、IT パスポートの国家試験の対応する講座、年賀状講座、ワード講座、エクセル講座、プログラミング講座というふうになっております。

こちらのほう、ボランティアの方でやっていただいております、参加者の方には好評でございますし、数年間、ずっと継続してやっていただいております。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） まあ、町のほうでも、この学習支援策をしていただいているということで、現状、時政課長の答弁にもありましたけれども、携帯のショップが撤退してしまったというようなことも、1つ、その必要性に拍車をかけた部分というの、もちろんあると思うので、ぜひ、引き続き、そのあたりの取組を強化というか、引き続き続けていただければと思っております。

それでは、ちょっと、そのデジタルリテラシーの部分についても、ちょっと、お伺いさせていただきたいと思うんですけれども…、すみません。ちょっと、ごめんなさい。戻ります。申し訳ない。

ちょっと、そのスマホ教室などですね、ちょっと、これ聞かないといけないなと思っていただんですけども、ちょっと、そこに戻りますけれども、今、その中で、よく起こっている課題、そういったものを、やっぱり集められているのかなという部分について、お伺いしたいなと思っていましたので、ちょっと、その部分、現状のスマホ教室の中で、よく聞かれるような問題ですね、よく行われている対応、そういった部分については、こういったものがあるというふうな、そういうデータが蓄積されているのかどうかということについて、どんなものが蓄積されているのかなというふうに思うので、ちょっと、お伺いさせていただきたいと思います。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） どういった課題を持って、参加されたかというデータの蓄積は持ち合わせておりませんが、開催しております印象としては、まず、スマホの電源を入れて、ある程度、周りの人からお知らせいただいて、メールとか、それから、最近でしたら LINE のやり取り、写真を撮ってということについては、チラッと教えてもらっているんですけども、例えば、お店へ行った時に QR コードを使うとか、そういったことについては、全く知らない方が多くて、それ以上に、どういうふうな使い方をされるのかということに興味があって、お越しになられている方が多いです。

あとは、スマホ教室、それから、相談会もしますよということなので、自分自身が使い方に困っていることがある時に、手を挙げてお越しになられる方が多いという印象を受けています。

です。そういったニーズがあるということは、確実に受けておりますので、これからも継続して講習会を続けていきたいというふうに考えています。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

特定がよく、こういった問題があるというようなことが集まってくれば、そういった部分についても、それを生かして、それはまた別、どういう形になるか分からないですけれども、そういったデータを生かして、今後のこういう教室とかに生かしていただければなと思って、そのような点をお伺いいたしました。現状の状況について、お伺いできてよかったです。ありがとうございます。

それでは、ちょっと、そのデジタルリテラシーの部分について、ちょっと、お伺いしていきたく思うんですけれども、やっぱり特に、子供たちという部分が、まず、デジタル、スマートフォンというものに、子供が、小中学生、持つ率というの、グッと増えてきていると思うんですけれども、そこについて、町として、どのように対応されているのかというのを、少し詳しく、特に子供に関して、お伺いさせていただきたいと思うんですけれども。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 学校現場のことについて、お答えします。

これから、大人になっていく子供たちにとって、そういった ICT を活用しないという選択は、もうないと思いますので、いかに上手に使うかという、そういう観点で進めております。

その中で、やっぱり保護者の方や、子供同士で、いろんなルールを決めて、上手に使う方法もやっていただけたらと思っておりますし、だから、そういった意味で、毎年 1 回は、各学校では講演会を開いて危険性であったり、こういう上手な使い方をしようという研修をしたりとか、やっぱり事業の中でも教科書の中に QR コードがあったりして、それを読み込んで動画を見たりというような、教科書に何ぽか載っている分もありますので、やはり、そういったことで、タブレットなんかも上手に使えるようになっていかないと、これからの子供たちにとっては、大事な能力なのか、技術力が必要だなというふうには思っておりますので、上手に使っていくという観点で進めております。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） すみません。追加で、私からもお話をさせていただきますけれども、子供の利用に関しては、学校で、そういうふうなリテラシーを学習していると共に、学校のほうでは、モラルに関しても、学校の中で、授業でお話されているように伺っております。

後は、子供の使い方なんですけれども、使い始めると、危険性は認知しながらも、いろんなサイトへつながったり、あるいは友達から情報を得たりして、大人が知る以上に、いろんなことを知り得ていきます。ですので、保護者も含めて、どういったことに、気をつけて使わないといけないのか。どういったことが便利なのか、いわゆるリテラシーに当たる部分なんですけれども、そういったことも、保護者会と協力して学校のほうでは進めていくというふうに伺っております。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

いろいろ、スマートフォンも進化してきています。その中で、特に、この 10 年で、個人的に大分変わったなと思っているのが、生体認証にかかる部分なんですけれども、そういった部分って、いろんな技術というものが変わってきていると思います。その中で、安心安全に、そして便利に、子供たちにも使っていただきたいという思いもありまして、ちょっと、子供たちについて確認させていただきました。

いろいろ変わっていきますので、なかなか対応も大変なところはあると思うんですけれども、引き続き、利用のほうをよろしく、利用じゃないです。ごめんなさい。そういう取組のほうを、よろしくお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

で、その中で、今、お伝えさせていただいたんですけれども、やっぱりセキュリティーや安全性、そういった部分で、1 つ進化してきたなという感じている部分というのが、その生体認証の部分なんですけれども、これは個人情報の保護、セキュリティー、そういった部分にも、もちろんつながってきていると思います。そういった部分について、現在、例えば、マイナンバーカードをスマートフォンに搭載できるようになっていたりしていますけれども、そういった活用というか、そういった部分について、ちょっと、何か取組等ありましたら、お答えできるようなことがありましたら、お伺いさせていただきたいと思います。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） 町の取組として、マイナンバーカードを、そのスマートフォンに取り組むような事業というか、そういった計画やなんかは、全く、今はないんですけれども、先ほど、おっしゃられてた情報セキュリティーという面では、町のほうでは万全を期してはおるところではありますけれども、例えば、生体認証でいきますと、例えば、指の毛細血管認証なんかは、佐用町では取り入れているところでありまして、これから、いろんな方法が、スマートフォンでもございますけれども、顔の形でありますとか、それから、さらには目の網膜だとか、いろんなことが言われていますけれども、そういったことが利用できる社会というのは、そのうち、近づいてくるというふうに考えますが、町の事業として、それが取り組むべきというふうなタイミングになりましたら、そういったことには取り組んでいきたいというふうに考えています。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

いろいろ本当に、技術としては進んでいく、各ものが、各技術自体は、例えば、生体認証もそうですし、顔認証とか、もちろん虹彩、目ですね、目の認証とか、そういった部分についても、昔から技術はあるんですけども、それがもうスマートフォンに搭載されるようになって、それを主体として、個人を特定して、それを基に、個人情報から、いろんなものにアクセスするというような、そういう社会というものに進みつつあると、そういうふうにも感じておりますし、また、そこに対する対応というものが、今後、必ず必要になってくると思います。その時期になりましたら、ぜひ、しっかりと対応していただきまして、対応して、そして、それに対して、また、この格差ですね、デジタルディバイド、そういった部分についても取り組んでいただきながら、効率的な行政運営に努めていただければという思いもありまして、このようなことをお伺いさせていただきました。

今回、この情報格差とデジタルリテラシーに関して、特に、スマートフォンを中心に、ちょっと、質問させていただいたんですけども、スマートフォンが、私たちの生活に欠かせないツールとなってきました。そして、その便利さを享受している人が多い。享受される方がおる一方で、なかなか利用できない方との間に、情報格差というのが生じているのも事実だと思います。

今、マイナンバーカードも、スマートフォンに、その電子証明書ですね、それを搭載できるようになりました。未来の話とすれば、2025 年度に政府は、健康保険証とマイナンバーの、この携帯電話のそれをスマートフォンに搭載して、利用できるようにしたいというような新聞報道も出ているというような状況を見ております。そういった中で、今後、いろんな行政サービスが、さらに効率化されていく中、そのスマートフォンというのが、社会のインフラとして、ますます重要な役割を果たしていくというふうになっていくと思います。

そんな中で、町長の答弁でもいただきましたけれども、このスマートフォンを利用できない方への配慮という部分についても、その寄り添った対応を、引き続き、お願いいたしまして、引き続き、効率的な行政運営と、この町に住んでいてよかったと思えるような住民目線での行政をお願いいたしまして、本日の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 大村 隼議員の発言は終わりました。

続いて、7 番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉雅善議員。

〔7 番 児玉雅善君 登壇〕

7 番（児玉雅善君） 7 番議席、日本共産党の児玉です。本日は、3 点の項目について、質問させていただきます。

まず、この場では 1 番目、生活保護費の受給申請についてお伺いします。

生活保護法は、生活に困っている人は誰でも生活保護を申請でき、基準を下回っていれば平等に受けることを明記しています。しかし、政府は生活保護法に反し、1981 年の厚生省通知「生活保護の適正実施の推進について」以降、生活保護締め付け、「適正化」方針を続けました。申請に行っても、実態を無視して、「働く努力をなさい」「親族に援

助をしてもらいなさい」などと役所の窓口で追い返す、いわゆる「水際作戦」が行われています。

生活保護については、以前、生活保護をもらって高級車を乗り回しているとかの不正受給が報道されたりしていました。最近では、そういった報道は、ほとんど聞かないんですけれども、これは、あるいは、水際作戦なるものの成果と言えるのかもしれません。

しかし、最近、相談を受けて、健康福祉課、龍野健康福祉事務所との相談に立ち会わせてもらう中で、「水際作戦」の一端を見せつけられました。

そこで、その経験に基づいて、お伺いさせていただきます。

1 番、まず、生活保護制度に対する認識をお聞かせください。

2 番、現在、生活保護費を受給されている世帯の数と人数をお教えてください。

3 番、経済的に困窮して、窓口相談に来られた人、人数の推移はどうなっていますか。

4 番、生活保護の受給を希望された世帯数。龍野健康福祉事務所に引き継いだ方の世帯数と人数。生活保護を実際に申請された世帯数。受給が決まった世帯数。それぞれの推移はどうなっているのか。

5 番、新型コロナウイルス禍以前と最中、また、コロナ禍以降とでは、どのくらい変化がありますか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

再質問と残りの項目については、所定の席からさせていただきます。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、児玉議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、生活保護費の受給申請についてというご質問であります。まず、1 点目の生活保護制度に対する認識ということについて、生活保護制度は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮している方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を援助することを目的としています。

制度の対象世帯は、世帯員全員が利用し得る資産、能力、扶養義務者の扶養、他制度など活用できるあらゆるものを活用しても、なお生活に困窮する方であり、困窮の程度に応じて必要な保護を行うというのが基本となっております。

このため、就労意欲や能力が一定程度ある方には、就労に当たってのサポートを実施する、就労準備支援事業を活用し、支援対象者の経済的・社会的自立を目指しております。

また、夫婦や親子、きょうだいなど民法上の扶養義務者がいる場合は、原則、保護に優先して扶養が行われなければなりませんので、援助が受けられる関係性にあるかどうか聞き取っております。援助といたしましても、経済的な支援だけでなく、困ったことを相談したり、事務的なことを相談したりできるといったことも含めて、支援が可能な親族がいるかということなども聞き取りをいたしております。ただし、扶養義務者にも生活がごさいます。扶養義務者との関係や、能力を無視したり、単純に扶養義務者が存在しているということだけで支援を求めるとことはいたしておりません。

こういったことから、生活保護制度はその人を守る「最後の拠り所」であるので、生活保護制度の手前で活用が可能な資源や制度を模索するのが担当者として必要な責務であるというふうに認識をいたしております。あくまでも、その人の生活を立て直すのにどうするのがよいのかということを考え、どんな選択肢が考えられるか提示する立場であり、窓

口で追い返すというようなことはないというふうに思います。

このたび、議員が、相談に立ち会った際に「水際作戦」の一端を見せつけられたということでございますが、こういった場面、内容のことで、そのように感じられているのかということは分かりませんが、相談や面談の席では、当然、必要な情報を詳しく聞き取り生活保護制度の基本的なことを、どなたにもお伝えをいたしております。

最終的に生活保護の開始、または却下の決定は、佐用町の場合、龍野健康福祉事務所で審査をされますが、相談開始から申請までの間、町の職員と健康福祉事務所の職員が同席で面談を繰り返したり、扶養義務者に問い合わせをしたり、時間をかけて丁寧に対応をいたしておりますので、議員がおっしゃられている「水際作戦」的な対応がなされているようなことはないというふうに、この場では申し上げておきたいと思います。

次に、2点目の現在生活保護費を受給されている世帯の数と人数でございますが、8月末で、町内 58 世帯、64 名となっております。

次に、3点目の経済的に困窮して窓口に来られた人数の推移ということについてでございますが、令和3年度は延べ 34 件、令和4年度は延べ 20 件、令和5年度が 36 件で推移をいたしております。今年度の相談件数は、8月末で実相談者数が 18 件で、延べ相談者数は 36 件となっており、既に、今年度においては、例年の件数に達しております。

次に、4点目の生活保護の受給を希望された世帯数。龍野健康福祉事務所に引き継いだ方の世帯数と人数。生活保護を実際に申請された世帯数。受給が決まった世帯数ということについてでございますが、生活保護の受給を希望された世帯数は、令和3年度に 12 件あったものの、近年は 6 件から 8 件で推移をしており、申請者は全て龍野健康福祉事務所に引き継いで、生活保護を申請され、うち 5 件から 7 件の保護が決定をされております。今年度においては、生活保護を希望された世帯が 8 件、うち保護の決定が 6 件となっております。

ここでお伝えしておきたいことは、生活保護を希望している世帯をどう捉えるかということでございます。多くの相談者は、困っている状況をお話しいただいたり、どういう条件で生活保護を受けられるかを聞いてこられたりいたしますので、生活保護を希望していると明言している方は、最初から生活保護を希望していると明言している方は少ないというふうに感じております。このため、基準に合致し、生活保護を決定される見込みを見て、生活保護を希望されるかどうかを聞き取ることといたしておりますので、すなわち希望件数は申請件数にほぼ一致をしております。

明らかに見込がないのに、申請を促すことの危険性といたしましては、保護開始か、また、却下かの判断には、どうしても時間的に長くて 30 日かかり、却下になれば、その後に別な対応をしなければならなくなります。生活再建を急がなければならない方にとって、これは非常にデメリットとなると考えて、明らかに見込みのない方には、申請を促していないというのが現状でございます。

次に、5点目の新型コロナウイルス禍以前と最中、以降ではどのくらい変化があるのかということでございますが、平成 30 年度以降で比較をいたしますと、生活困窮者の相談件数や生活保護世帯数について、多少の上下の変動はあるものの、大きくは変化はいたしておりません。多少の上下について細かく見ると、新型コロナウイルス感染が拡大をし始めた 1 年目に当たる令和2年度は、以前と相談件数は同程度であり、申請件数は令和元年度よりも少ない 3 件でございました。2 年目に当たる令和3年度は、延べ相談者数や、申請件数が増加し、申請件数は 12 件に上りました。令和4年度はコロナ以前の推移に落ち着きましたが、令和5年度から現在にかけて、延べ相談件数は再度増加をしている傾向にあります。

一方で、コロナの最中に、感染拡大で経済活動が縮小され、解雇されたり自営業が成り

立たなかったりとコロナウイルスによる直接的な原因を相談する方もございましたが、その方々は、貯蓄を切り崩しながら求職活動を続けたり、他制度を利用したりして最終的に生活保護を申請するという選択肢はとっておられません。

新型コロナウイルス感染症と生活保護との間に、どのような関係性があったかは、なかなか一概には言えませんが、新型コロナウイルス感染症が第2類から第5類に移行したのちの、令和5年度以降に生活困窮の相談が増加しているのは事実であり、これは、給付金や特例貸付、また、猶予制度など新型コロナウイルス感染症拡大時の、時限的に行われた制度が終了し、次第に物価高騰等の影響が出てきているということなどが考えられるというふうに思います。

今後も、相談に来られた方々のお困りごとについては、当然、しっかりと耳を傾けて、真摯に対応して、適切な事務、申請を受け付けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

水際作戦という言葉に対してありましたんで、ちょっと、この点について、この前の私の経験から、ちょっと、話させていただきます。

この方から相談を受けたのは、一番最初は、相談に行ったんやけども、生活保護を受けるには、車を持っていると駄目なんだと言われたということで、そのことについて、相談を受けたんです。

それで、私も健康福祉課へ行って聞いたところ、やっぱり車を持っていると、いろんな面で無理だ、難しいということで、いうことだったんですけども、それでも、やっぱり、駄目もとでも申請するべきやということで、申請する方向で再度相談を受けました。

そして、車のことに関しては、その方の場合、住まいが、公共交通の駅からは5キロぐらい、佐用町全体から言えば、まあ、便利なほうに入るとは思うんですけども、それから、商業施設も近くにあるのはあるので、車を持つのは、確かに難しいかなという、私の印象でした。

ただ、実際に、龍野の健康福祉事務所からも来ていただきまして、1回目の相談に立会ったんですけども、その時言われたのは、その時点では、本人さんも、車の所持は、もう諦めてはったんですけども、その方のお住まいは、69歳の女性なんですけれども、1人で暮らしてはります。そして、住んではるのは実家なんですね。そして、お父さん、お母さんは、もう亡くなって、同じ敷地内の別棟にお兄さん夫婦が住んでいらっしゃいます。

そして、健康福祉事務所が指摘したのは、家賃は払っていないということと、それから、問題になったのは、水道ですね、水道料金をお兄さんが負担しているということで、そうすると扶助費から生活保護が決まった場合、その扶助費から、その水道代を引かなあかんと。ただ、そこ2世帯で、水道メーターが1つなので、その正確に水道料金いうものを算定できないので、このままでは、申請しても却下されるだろう。申請をするには、水道メーターを分割して、1個、1個にすれば、可能性が高くなるということでした。

それと、もう1つ提案されたのは、今のままの住まいでは、申請しても駄目だろうから、NPO法人の、何ていうの、住まいというか、住居が姫路のほうにあるので、そこに引っ越しして、そこで申請するか、もしくは、佐用朝霧園に入所して、そこから申請すれば通る

可能性があるけども、絶対ではないというようなことでした。

そして、本人、一旦帰りはって、次に、2回目の申請に行ったんですけども、そこでも同じようなことで、じゃあ、申請できないんですか、私は、どうすればいいんですかいうことで、泣くようにして言われました。

そしたら、だから、提案しているでしょうということで、本当にもう、上から目線で、きつい言い方でした。その方の場合、引っ越してと言われても、実家があるのに、なぜ、引っ越さないといけないのか。それと、水道料金、メーター取り付けるにしても30万円ほどかかるそうなんです。そんな金ないですよ。その方、預金通帳合わせても、どの預金通帳も、1,000円未満の残額しかありません。

それで、1回目の相談行った時の所持金は700円ほどしか財布に入っていなかった。ない状態です。

それで、2回目の相談の時には70円しかない。そういった方でした。

そして、年金は受給されているんですけども、2か月で8万円ほどです。

そして、言われたのは、保護申請しても基準額は佐用町の場合、6万7,000円ほどなので、そこから年金、2月で8万円ほどやから、1月にすると、4万円ほど、そこから引かれるから、申請してももらえるのは2万7,000円ほどになりますと説明されました。

そういった状態で、本当に、その方、病院通いをされているんです。腸にポリープもあるとかで、内科と、それから、心療内科にも通っていらっしゃいます。ただ、お金がないので、もう長いこと病院にも行かれていないそうなんです。そして、相談の間にも、健康福祉事務所の職員の高飛車な態度いうんですかね、上から目線のいい方で、もう本当に、パニック障害いうんですかね、もう本当に泣き出してね、そういった状態が続く、そういった状態でした。

だから、もう本当に、気の弱い方だったらね、あんな言い方されら、本当に申請しようと思っても、引っ込めると思うんですよね。

現に、その方も2回目の相談の後、私のところへ泣きながら電話してきて、もうあの人の声聞くのも怖くてパニック障害になるので、もう諦めるから電話してくれと、向こうにね、向こうに電話して断ってくれという電話して来られました。

それでも、私は、やっぱり何とか申請して、もう絶対、条件的には、受給できる条件にあるんだから、申請すべきだということで、説得しました。

そして、申請されて、幸いにも、その方の場合、受給できるようになったんですけども、本当に気の弱い方、夢にも出てくるそうなんです。怖い感じで、夢に出てきて寝られない、不眠症にもなられました。そういった状況で、本当に、これが本当に、水際作戦だなというのを実感した次第です。

そういった、水際作戦の実態を、本当に許されないことだと思いますので、こういったのは、なくしてほしい。そう思って、今回の質問をしました。この件について、何かありましたら、お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） このたびの件でございますけれども、児玉議員が、今、おっしゃったように、ご本人さんが大変職員の対応に対して、気分を害された。または、あるいは怖かったという思いをされたのであれば、この場でお詫び申し上げます。

しかしながら、今回の対応につきましては、健康福祉事務所もですが、役場のほうも、

生活保護の基準に則っての対応でございます。

特に、生活保護というのは、本当に先ほど、答弁でもさせていただいたように、町長の答弁でもありましたように、最後のとりでとしてさせていただいております。最低の生活を確保するためのものが生活保護でございます。ですので、本当に丁寧に、きちんと制度上のこともお伝えしなければいけないし、制度上、こういったものが条件でありますよということもお伝えしていかなければなりません。

ですので、そういった部分で、制度上のことをお伝えするに当たってのことで、ご本人さんがきつく感じたと捉えられるならば、それも致し方ないことかなというふうに感じております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） それでは、改めて、質問のほうを続けさせていただきます。

まず、生活保護費ですね、これを受給するまでの手順ですね、どういった手順で申請までいくのか、そういった部分を改めて、もう一度、重なるかもしれませんが、お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

この生活保護といいますか、生活に困られた方がいらっしゃいましたら、まずは、佐用町の場合ですと、佐用町の健康福祉課窓口に来ていただきまして、相談というふうな形になります。あるいは、電話でも構いませんので、相談というふうな形になってまいります。

その中で、ある程度の今の生活をお聞きさせていただいたりとか、親族のことも詳しく聞かせていただくことになってまいります。

その中で、生活保護の必要性というものが見られた場合、あるいは、ご本人さんがご希望された場合につきましては、龍野健康福祉事務所のほうに、お伝えさせていただいて、龍野健康福祉事務所と面接をしていただきます。その時に、町の職員も立会わせていただきます。

その中で、また、制度上のことを詳しく、健康福祉事務所の職員のほうから、お伝えさせていただきます。その点につきましては、生活保護のしおりというものを基に、説明をさせていただくような形を取っていると思っております。

その中で、ご本人さんの聞き取りをさせていく中で、ある程度、調査をしなければいけないことがございます。それにつきましては、ご本人さんの資産でございますね、貯金ですとか、それから、生命保険をかけておられるか、おられないかとか、それから、持ち家はどうなっているかとか、そういったものを、ちょっと細かい調査というものがなされます。それを、もって最終的にご本人さんが申請されるかどうか。生活保護の申請されるかどうかというものを問われます。その中で、ご本人さんが、申請しますというふうな形で決断された場合には、申請書をもって申請というふうな形になってまいります。

その申請書と、それから、お聞き取りさせていただいた調書を基に、また、県のほうで

決定の会議がなされるというふうな流れになってございます。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

そして、生活保護費の扶助費ですね、これを決める算出方法、これは、どうなっているのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

保護の決め方でございますけれども、保護が受けられる場合につきましては、厚生労働省が定める保護基準というものがございます。それが、最低生活費というふうな形になりまして、その最低生活費と比べまして、収入がどれくらいあるかという、年金を含めまして、どれくらいの収入があるかという部分で比較されて、保護というものが決定されてまいります。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） その基準額なんですけれども、これは自治体によって違うようなんですけれども、佐用町の場合、その基準額は幾らぐらいなのでしょう。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） すみません。以前担当しておりますので、私から、お答えさせていただきます。

世帯ごとに、生活保護というのは、受給対象になるんですけれども、世帯にお一人の場合、約 6 万 3,000 円。これは佐用町内どなたであっても一緒です。

お二人になられますと 9 万数千円になります。

3 人以上の世帯は、佐用町ございませんので存じ上げませんけれども、この基準は全国の中では、一番低い基準とされています。

3 段階ございまして、3 級地というふうになっております。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） その基準額なんですけれども、その基準額、これで本当に憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活ができると思われますでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

その金額で、生活ができるかどうかというところでございますけれども、今のところ、この生活保護費というものは、国で定められており、先ほど、佐用町の場合は、最低が一人であれば6万3,000円というふうな形で決まっております。

その中で、その方の生活の状況によって、収入があれば、そこから差っ引かれていくというような状況もございますので、それで生活ができるかと問われますと、それで、生活をしていただかないと、生活していただくということが、原則になってございますので、それを生活費として、ひと月の生活を担っていただくというふうに考えております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 本当に、この基準では、本当に生活、実際のところ難しいかと思うんです。

これは、国の制度なんで、あれなんですけれども、やっぱりこの基準額、この基準額には、いろんなほかの制度、いろんな社会福祉制度の基礎となるんですかね、そういった、その数字にもなりますので、憲法25条に保障されている、生存権ですね、これを保障する意味でも、引き上げていく方向に持っていくべきだと思うんです。そういった努力をしていただきたいと思います。

そして、次に、車の所持について、お伺いします。

やっぱり車の所持難しいと思うんです。車、都会と違って、田舎では、本当に必需品だと思うんですけれども、ただ、もし、万一事故を起こした場合、その補償はどうかとか、そういった面もあるので、難しいとは思いますが、都会と田舎では事情も違います。何とか、これを緩和するべきだと思います。その生活扶助費の中に、車のガソリン代であるとか、保険代であるとか、そういった経費は含まれないそうなんです。それから、そういった面も扶助費の中に含めるようにするとか、そういった面で、車の所持に対して、もっと条件を緩和すべきだと思うんですけれども、見解のほうをお聞かせ願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

車の保有につきましては、やはり、生活保護を受給させていただくに当たりましての基準では、今のところ保有については、許可されていないというのが原則でございます。

ただし、どうしても、原則として認められていないということなんでございますけれども、

基本原則駄目ということです。すみません。

もし、先ほど、議員さんもおっしゃったとおり、保険料ですとか、自動車税とか、それから、事故を起こした時の賠償というものも問題になってこようかと思います。

あと地域の低所得者との地域差があるということもあるんですけども、均衡が保てなくなるということを理由に、今のところ自動車の保有がなされていません。

特に、佐用町の場合は、非常に車がないと不便であるというところも地域によってはございます。ただし、そういった方々、それから、高齢者の方々にご利用いただいています、さよさよサービスですとか、タクシー券ですとかというものをご利用いただきながら、生活をしていただきたいなというふうには考えております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

本当に、車の件、本当に難しい問題だと思うんです。

ただ、本当に、財産価値のない、この方の場合、軽自動車の古い軽自動車だったんですけども、売却するにしても金にもならんような車ですけども、そういった面も含めて、緩和するように努力していただくことをお願いして、この件の質問は終わらせていただきます。

それでは、2 番目の項目の質問に移らせていただきます。

道の駅宿場町ひらふくの運営についてでございます。

8 月 20 日の全員協議会において、「道の駅平福」の指定管理者候補を「株式会社かのね」に決定したとの報告を聞きました。「KUMOTSUKI」や「NIPPONIA 平福宿場町」だけでも大変な中、道の駅の運営まで受けていただく「かのね」さんには地元住民の一人としても、本当にありがたく感謝するところです。

そこで、質問です。

1 番、老朽化した施設をリニューアルされる計画ですけども、狭い店舗の中を最も効率よく活用するには、現場のスタッフの意見が大切だと思います。意見やアイデアを聞く予定はあるのでしょうか。

2 番、改修工事中は休業するとのことですけども、休業期間中、従業員への保証、給与面等、そういった面の保証はどうされるのか。

3 番、産直野菜等の納入者などへの対応はどうされるのですか。

4 番、休業期間中も、特にトラックですね、休憩やトイレ使用などで立ち寄られる方もあると思います。また、夜中も、ずっととめて休養されていらっしゃると思います。こういった面で、駐車場使えるスペースを残すのか。また、トイレの使用等は、今までどおりできるのか。その点について、お聞かせください。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からの道の駅宿場町ひらふくの運営についてのご質問にお答えをさせていただきます。

道の駅宿場町ひらふくの次期指定管理者の候補が、公募型プロポーザル方式により、審

査の結果、「株式会社かのね」に決定したことは、去る 8 月 20 日の全員協議会でご報告を申し上げたとおりでございます。

株式会社かのねは、元商工会青年部で活躍されておりました町内の事業者 13 名を中心に、地域の活性化拠点を運営するため令和 2 年に設立され、現在は、町が平福地区に整備した宿泊施設を NIPPONIA 平福宿場町として、また、酒造場を利活用したレストラン「KUMOTSUKI」を運営していただいているところであります。

さて、道の駅宿場町ひらふくは、平成 11 年オープン以後、順調な経営を続けておりましたが、鳥取道全線開通により赤字に転落し、その後、地域の役員のご努力もあり、経営健全化まであと一步に迫った矢先に新型コロナウイルスの感染拡大により、かつてない苦しい経営状況に陥ってしまいました。

このように極めて厳しい状況にある道の駅の運営について、「地域経済のためにも、わが町の拠点施設をなんとか再生したい」という思いで手を挙げてくださいました、株式会社かのねを構成する町内事業者の皆様へ、お礼申し上げるとともに、再生に向けた厳しい道のりを何とか一緒に乗り越えていただきたいというふうに大きな期待をしているところでございます。

8 月 15 日付で、株式会社かのねに対し、次期指定管理候補者の決定を通知をいたしまして、町と株式会社かのねの経営改善に向けた協議が始まったばかりでありますので、その詳細については、まだ、未確定な段階での答弁となりますので、ご了承はいただきたいと思います。

それでは、1 点目の道の駅のリニューアルに向けて、現場スタッフの意見やアイデアを聞く予定はあるかとの質問でございますが、これは、当然のことであり、ご質問をいただくまでもないと思うんですけれども、日頃から、担当課職員も頻繁に道の駅のほうに、現場にも出向いております。レストラン内トイレの老朽化や厨房機器の故障、直売における冷蔵ショーケースの不足、県管理施設である駐車場トイレの改修要望など、従業員の皆さんからの様々な意見や改善点も既に聞いております。

ただし、リニューアル工事に係る設計の予算も、今議会に上程をさせていただいている段階でありますので、当然、実施に当たりましては、かのねを中心に、現在の道の駅平福の役員の方々やスタッフから、また、現状の問題点等々もお聞かせいただいた上で、リニューアルに臨んでいきたいというふうに考えております。

また、県管理施設でございます屋外駐車場、また、トイレの改修につきましては、県光都土木事務所にも要望し、令和 7 年度以降に、これは実施をしてもらえるように、協議も行っているところでございます。

次に 2 点目の改修工事の休業期間中の従業員の保証ということについての質問でございますが、まず、町といたしましては、株式会社かのねに対し、現従業員を、当然、一方的に辞めさせるようなことのないよう、また、希望者は、継続して働いていただけるようお願いをしているところでございます。

しかし、厳しい赤字経営を改善するためには、当然、これまでどおりとはまいりませんので、できるだけ早い時期に従業員の皆さんに対して、経営方針及び従業員の身分や待遇などを含め、説明会も開催し、その後、個別面談を実施するようにも調も整をしているところでございます。

現時点では、リニューアルの内容が未確定でございますので、それに係る休業期間等も未定でございますし、従業員の中でも正社員やパート、アルバイトなど、その身分にも違いもあり、新たな会社での継続雇用の希望者が何人いらっしゃるかも、まだ、未定でございますので、この段階でその内容や方法について結論は申し上げられませんが、継続雇用を希望される従業員については、例えば、工事の内容によっては、仮設での販売を続ける

とか、期間限定で別の施設等で仕事をしていただくとか、できる限り仕事が続けられ、収入が得られるよう、当然、検討はしていきたいというふうに考えております。

また、リニューアルオープンができるまでの人件費などの必要な経費につきましては、株式会社かのねには、道の駅での収入はございませんので、当然、これは町としても補填をしていく必要があるというふうに考えております。

次に３点目の、産直野菜の納入者への対応ということについてでございますが、リニューアル工事中においても、テントを利用するなど仮設において販売が可能であれば、直売を続けるなど、できるだけ休業期間が短くなる方向を、かのねと検討をしてみたいと思いますが、どうしても完全に休業する場合は、事前に納入していただいている皆さん方への連絡をさせていただきます。

最後４点目の休業期間中の駐車場及びトイレの使用についてでございますが、本館リニューアル中でも、この道の駅ひらふくというのは、県の管理施設であり、駐車場及び屋外のトイレ施設、原則、これは利用ができるようにしておかなければなりません。また、その維持管理は、株式会社かのねを通じて継続して、また、実施をしてみたいと思います。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

７番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

できるだけ、今現在、働いていらっしゃるスタッフの皆さんの待遇面、継続していただけるように、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、続いての質問になります。今度、新設される駐車場予定地、それと、国道を流れる水路の東の端に石の橋がかかっています。この橋は江戸時代から伝わっている古い橋なんですけれども、もしたら、その橋の由来を書いた看板が立てられているんですけれども、これ道の駅が開業された時につくられた看板だそうで、もうボロボロになって、特に、字の書いている表面がボロボロになって、判読できない状態になっています。この駐車場を直す機会に捉えていまして、この看板も更新してもらいたいという声が地元からは上がっています。

この江戸時代から伝わっている、この橋の伝承を後世に伝えていくためにも必要であると思いますが、この看板の書換えについて、どのようにお考えかお聞かせください。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした事業に関連した問題について、また、地域の方々からお聞きしながらできることはしていきたいと思いますが、私は、それは初めて聞きました。

だから、当然、私のほうにも、地域の方々から、そういうことも、担当のほうには話が行っているのかもしれませんが、それを見て、また、判断をさせていただきます。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

その看板につきましては、地元のガイドさんのほうから更新してほしいというような依頼も聞いております。

この駐車場の整備に合わせまして、新しく更新する予定で、今、準備を進めているところでございます。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

それと、もう 1 つ、道の駅前の交差点、この東南角に、ほぼ三角形なんですけれども、小さな土地があります。この土地、町有地と聞いているんですけれども、これは、間違いないですね。これは町有地だと思うんですけど、確認。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

議員がおっしゃるとおり町有地でございます。以上でございます。

今は、一応、道の駅の駐車場という形の、職員の駐車場という形で、表示のほうをさせていただいております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） いや、あの、その、その土地ではなしに、私が聞いているのは、道の駅交差点の小深田君とこの向かい側の、今、草がぼうぼうになっているんですけれども、その土地のことなんですけれども。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

小深田さんの前の土地なんですけれども、こちらのほうは、県の所有という形で聞いております。

国の所有で、県のほうが管理していただいているということで聞いております。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君）

児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君）

その土地なんですけれども、地元の者が管理するということで、今までは、花を植えたり、いろいろ、私らも何かのついでの時に、漆が生えたりして、それを抜いたり、草を取ったりもしていたんですけれども、主にされていた方が、病気とか、高齢とかで、管理できなくなっているのが現実なんです。

それで、今、花よりも草のほうが目立って、どうしようもない感じなんですけれども、この土地、この機会に、どのように管理、今後、どのように管理、活用されるのか、予定がありましたら、教えていただきたいということと、それから、隣の畑との間が傾斜地になっているんですね。だから、この傾斜地のところに、防護壁にして、その傾斜になっている部分を埋めれば、土地もちょっと広がる。管理もしやすくなるんじゃないかと思いますが、今後、どのようにされるのか分かりましたらお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君）

庵途町長。

町長（庵途典章君）

その問題、土地については、私も報告を聞いております。現場も見えております。この土地は県のほうで、国道のバイパス工事を、拡幅工事を、事業を行っていただく時に、一体的に買収をされて、道路用地、その時の事業として買収されて、道路のほかの残地として残っている部分だというふうに理解しております。

そのために、これ、そのまま国の財産として、道路用地としてのままで残っているわけで、当然、管理は、県が管理をするというところなんですけれども、全く道路には関係のない土地で、以前から地域の方が、景観のためにも花を植えたり、いろいろと使っていただいたと、それは、自由に使ってくださいということなんですけれども、県としても何ら、そこを使う予定も何もありません。地元しても、管理がなかなかできないと、地元は、そんなことようしませんよという話らしいですね。

隣の所有者からも、隣の方が一緒に管理をしていただいたそうですけれども、もう、それが管理ができないので、ちゃんと管理がしやすいようにしてくださいということです。

結構面積も 200 平米近くありますから、草が生えたり、ずっと管理をしているようなことでは、町としても困りますから、そういう意味で草の生えないように、上を舗装して、それから、児玉議員、その傾斜地をどうのって、地元の希望かどうか分かりませんが、おっしゃいましたけれども、利用する土地が、そこが何か利用して、もっと広くする必要がある、そういう擁壁もしますけれども、擁壁を、ちょっとつくるだけでも大変なお金がかかります。ですから、草が生えないような形で、のり面の保護、舗装をしたら、最低限の対策を当面しておくということで、今、そういう指示はしておりますので、そういう話は、地元からも聞きますし、そこでしていただければ結構だと思います。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君）

児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君）

はい、ありがとうございます。もう本当に、草まみれなので、何とか草が生えないように対応のほう、よろしく願いしまして、この件は終わらせていただきます。

次に3つ目です。町管理の公共施設の件について、お話をさせていただきます。

まず1番目、中国道の佐用インターのバス停ですね、そのトイレの掃除、これは…、ああ、ごめんなさい。こっちや。

公共施設の管理についてします。

まず、1番、佐用駅の入り口、歩道部分のタイルが剥がれかけて、乗るとガタガタするタイルが相当数あります。これ、万一、足を引っかけて転倒するおそれがないかもしれませんが、ないとも言えません。この際、この表の分、ここを改修する予定などはあるのか。部分的にでも応急修理する必要があるのではと思いますが、見解をお聞かせください。

2番、中国道佐用インターバス停のトイレについてお聞きします、これ、町の建設課がくみ取りなど等の管理をしているということですが、先月、高速バスを利用した際にトイレをのぞいて見ました。そうしたところ、ペーパーがなかったんですね。ペーパーがないどころか、ペーパーホルダー、これが設置した跡はあるんですけども、ペーパーホルダーそのものがない状態でした。いつ頃から、そういう状態になっていたのか。ここは、佐用町の玄関口ともいえる場所です。くみ取り式のポッチャントイレですけども、これを、すぐに水洗トイレにしるまでは言いませんけれども、せめて、くみ取り作業の時に点検確認するなど確認して、ペーパー等の設置のほう、細かいとこまでやっていただきたいと思います。この件について、見解をお願いします。

議長（千種和英君） ちょっと、待ってください。

ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま一般質問を継続したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議がないようですので、このまま一般質問を続行します。

どうもすみません。

庵迺町長。

町長（庵迺典章君） （聴取不能）ましたので、担当のほうから答えるより、私のほうで、全体に答えさせていただければ、それで、分かっていたかと思しますので、まず、佐用駅等については、

議長（千種和英君） 通告で項目が変わっています。はい。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、こちらのほうで、3つ目ということになりましたので、お答えをさせていただきます。

町管理の公共施設の管理ということであります。

まず、佐用駅の入り口、車道と歩道に分けて、一応、歩道部分、タイルというよりか、インターロッキングと、それから、石の石板で舗装をさせております。それが、がたついている状況が、当然ありまして、この点については、私らも、当然、あそこ、ずっと使いますので、担当のほうでも応急的な修理は、担当がしてくれております。実際、ここを整備してから、もう相当の年月がたちましたので、かなり、そういう修理をしなければならぬような状況にはなっていることは認識しておりまして、今後、あそこの、ああいう石での

大きな盤で舗装をしておりますので、なかなか、そのまま、それをしていいのか、また、もうちょっと簡単な舗装に、タイルにするのか、そんなことも含めて、このへんは、考えなければならない時期に来ているということでもあります。

それから、中国道のインターのトイレ等について、これ、かなり以前から、そういう時々、ご質問も受けておりますけれども、このトイレというのは、あそこに中国道、ハイウェイバスが走ってから、後から必要だということをつくったもので、これ、私が計画したんですけれども、なかなか、あの場所が、ああいうところで、降りてすぐ使えるところと言っても、インターの事務所からも遠いですし、離れております。

それから、土地の高低差も、当時、水洗化ができないかと思って考えたんですけれども、当時は、まだ、下水道ができておりませんでした。それから、その後、浄化槽、合併浄化槽としても排水するところがない。そういうことで、当然、くみ取り式で使わなきゃいけない。仕方ないだろう。それから、緊急的に使ってもらえる、常時、たくさんの方が使われるということは、想定は、当然、しませんでしたので、そういうことで、ああいう方式でつくりました。

なかなか、いろんな人が使われる。たまに使われたり、あそこ、誰も、ああいう場所でするので、管理ができないというような状況だったんですけれども、現在は、ずっとこれ、長くシルバーに委託をして、最初は、近所の人に委託をしてやっていたんですけれども、シルバーに委託をして、週に2回ぐらいは行って、最低の掃除だとか、そういうことはしてくれているということで、見ております。

ただ、そうしたトイレペーパーとか、そういうものも最初つけたのは、あそこものを外して、水道がなくなっていたり、手洗いが、器具がなくなったり、鏡がなくなったり、鏡ですね、なくなったりはしました。それと同じように、いたずら等によって、なくなってしまったというようなこともあろうかと思えます。このへんは、トイレットペーパー等については、シルバーに委託しておりますので、ホルダーはつけて、また、ペーパーの補充、そういうことについては、シルバーのほうにも依頼をいたしておりますので、先ほどから申し上げましたように、水洗化ということができればいいんですけれども、非常に、距離があったり、位置的に何千万円のお金がかかるようなところです。なかなか、そこまでは、できないということで、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） ありがとうございます。トイレの件は、先日も、ちょっと確認に寄らせてもらいましたら、ホルダーも、ちゃんと付けてありまして、ペーパーの補充も予備のペーパーも置いてありました。ありがとうございます。

それでは、追加の質問をさせていただきます。

中国道のトイレの掃除、これはもう、今、シルバーのほうでやっていたいているということで了解しました。

もう1つ、もし、何か異常があった場合は、これはシルバーですか、どこに連絡されるようになっているのでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） 平井建設課長。

建設課長（平井誠悟君） お答えさせていただきます。

中国縦貫のインターのトイレの管理のほう、建設課のほう、今、携わさせていただいております。先ほど、町長の話にもありましたように、週に2回、月9回程度の掃除をしていただいております。その中で、トイレットペーパーも、なぜなくなったのかという経緯のことも聞きましたら、清掃員さんも変わられるので、ちょっと、よく分からないということでした。

今は、もうトイレットペーパーの設置をしましたので、その極端にトイレットペーパーが減っていくとか、ちょっと異常が、おかしいなということがあったらお知らせくださいということで、シルバーさんのほうにも依頼しております。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

そしたら、姫新線、それから、智頭急行、それから、中国道でも、ほかのバス停ありますね、そこらへんのところ、トイレあるとこと、ないところもあると思うんですけども、あるところでは、トイレの管理、それから、清掃の状況、これらについてもお聞かせ願いますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

それぞれ、駅のトイレの管理についてですけれども、佐用駅につきましては、JR の管理ということで、JR のほうで清掃等されております。

それ以外の駅につきましては、町のほうの管理ということで、上月駅につきましては、元氣工房さようのほうに指定管理のほうを委託をしております、トイレの清掃についてもお願いをしております。

また、播磨徳久駅につきましては、町の商工会のほうへ指定管理をしております、トイレのほうもお願いをしております。

あと三日月駅については、企画のほうでシルバーのほうに委託をして、管理をしております。

また、智頭急行ですけれども、久崎、平福、石井とも、シルバーのほうに委託をして、企画のほうで管理をしております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

こういったところ、駅いうのは、本当に玄関口でもあります。緊急で入られる方もある

と思いますので、気持ちよく、佐用駅で、佐用駅じゃない、佐用町の第一歩を入っていた
だけのように管理のほうを、よろしくお願ひしたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 1
時 30 分とします。

午後 0 0 時 0 8 分 休憩

午後 0 1 時 3 0 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

なお、お知らせいたします。傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守
いただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いします。

それでは、10 番、廣利一志議員の発言を許可します。廣利一志議員。

〔10 番 廣利一志君 登壇〕

10 番（廣利一志君） 10 番議席、立憲民主党の廣利でございます。今日は、2 つの質問を
させていただきます。

ユーカリ「協定書」の不備をあらためて問う。もう 1 つは、介護保険の現状と今後につ
いての見解はということで、最初の質問です。

ユーカリ植栽に関する協定書の不備を改めて問う。佐用町、JIA（ジャパンインベストメ
ントアドバイザー）、東京農工大学の 3 者によるユーカリ植栽に関わる協定書について、
その不備を 6 月議会でも質問させていただきましたが、再度質問させていただきます。

まず、①つ目、先ほどの佐用町、JIA、東京農工大学 3 者の資金分担について、実証実験
段階では、東京農工大学、JIA が負担。その後は、分収造林契約を個別に結ぶというお話
がありましたけれども、協定書の中に金額を、しっかりと明記すべきだと、金額、予算、
計画額を、しっかりと明記すべきだというふうに思います。

協議を経て、協定書に金額をいつ明記するのか。

②つ目、3 者による事業が終了時のユーカリの取り扱いについての明記を協定書に、し
っかりと盛り込むべきだと、そういう協議はされているのか、お聞きします。

③点目、JIA が農地を購入、あるいは借りたりしてユーカリを植栽する計画は了解して
いますか。佐用町、JIA の 2 者で、そういう点について、協議はされているのでしょうか。

④点目、協定書に問題発生時の責任分担を、しっかりと明記すべきだというふうに思
います。今、示されている協定書には何も触れられていません。町長の見解を求めます。

再質問は所定の席から行います。

議長（千種和英君） 庵辻町長。

町長（庵逄典章君） それでは、廣利議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

1 点目のご質問でございますユーカリ協定書の不備を改めて問うというご質問でございますが、議員のご発言では、協定書に不備があることを前提とされておりますけれども、前回の6月議会の一般質問でお答えをさせていただきましたとおり、協定書に不備はないというふうに思っております。また、これまで早生樹施業をはじめとする新たな林業システムへの取組等に対する考え方は、十分に、いろいろとご説明し、示させていただいてきたところでありますので、ご承知をいただいているものとして、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、①点目の協定書に金額をいつ明記するのかについてお答えをさせていただきますけれども、6月議会の一般質問で、実証実験については、当然、事業の実施主体である株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーや東京農工大学が負担するとお答えをしたところです。この協定書は、議員にもお配りをしておりますので、内容については、十分にご承知いただけていると思いますけれども、協定書には、具体的に実施する事業の詳細を記載いたしておりません。この協定の目的は、佐用町における新たな林業システムの構築に向けた取組について、3者で取り組むことを確認するためのものでございます。実証実験においては、実験用地を提供する以外に佐用町に金銭的な負担を求められていないことは、これまで何度も申し上げてきておりでございます。廣利議員の言われる金額とは、何の金額なのか、何のための金額なのか、その金額の額を明示するとしても、全く、算定する根拠も何もありません。

そういう意味でも、この協定書に金額が明示すべきだという点については、理解ができませんので、お答えすることもできません。

第②点の第3者による事業が終了時のユーカリの取り扱いについての明記を協定書に盛り込むべきであると。協議はなされているのかということについて、お答えをさせていただきます。

これも、6月議会において答弁をさせていただいたとおり、早生樹施業の実施に当たっては、分収造林契約により行う予定でございます。立木は造林者、いわゆる出資者の所有となり、もちろん、地上権も設定をされます。そもそも、分収造林は、原木の生産を目的として行う事業であり、立木を主伐してこそ造林者の目的が達成され、事業収益が、そこに発生し、その結果、事業が完結して契約を解除することとなるわけであります。今後、計画する早生樹施業においても、同様の契約取り交わす予定でありまして、主伐をして、契約は自動的に解除という形になります。

さらに、そこに、また、新たに植えていくとなれば、さらに、また、そこで分収契約を行うということの繰り返しであります。

次に、③点目のJIAが農地を購入、あるいは借りたりしてユーカリを植栽する計画は了解しているのかということでもありますけれども、農地の購入等については、全く、現段階においては、協議は致しておりません。しかし、JIAが、NEDOの補助事業によって、現在、国産バイオマスエネルギーの安定供給ができる仕組みづくりを目指して、早生樹であるユーカリの栽培実証実験に、こうして3者協定を結ぶ中で取り組まれているわけですが、その中で、苗木の生産は、事業を今後持続的に行っていく上でも、大きな課題であります。

現在は、利神小学校跡地で、種から苗を育てております。育苗ハウスをつくって、育てているわけでもありますけれども、今後、この事業が本格的に展開をしていくためには、山域内、いわゆる大量の苗が、当然、必要となります。それも優良な、現在、実証実験をやっ

ていますけれども、この佐用町に適した、それぞれの土地に適した樹種の苗、優良な苗を大量に生産をしていく必要があります、そのためには挿し木による方法ということが必須であるということは、私も、当然これは理解しております。

それは、ユーカリだけではなくて、例えば、杉等の苗木等においても、生産地におきましては、この苗木の生産を行うということ、これは1つの農地を活用して、今、効率よく育てているわけです。町内の、今、荒廃した、これだけの農地がたくさん存在し、この農地の活用、少しでも農地が活用できれば、それは、ユーカリの、そうした挿し木、苗を生産するという目的で活用できれば、それは、それで、農地の活用として、非常にいい事業ではないかなというふうに思っておりますが、まだ、現段階においては、まだ、挿し木の苗のところまではいきません。

そのためには、樹種を選定し、その挿し木苗をつくるための親木をつくらなければなりません。そういう段階を経て、具体的に挿し木を、苗をつくるという段階において、そうした農地の活用、それは借地であっても、購入される。購入ができるかどうか分かりませんが、それは、その適地、また、そうした場所について、町としても、できるだけ協力をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、現段階では、そういう挿し木のことまでは、できておりませんので、将来、JIAさんとしての構想の中には、当然、こうしたことが考えられているということは、理解しております。

最後に、④点目の協定書に問題発生時の責任分担を明記すべきであるということですが、これも何度も繰り返しになりますが、この協定は、早生樹を活用した新たな林業システムによる森林の再生を3者で取り組むことを確認することを目的といたしておりますので、具体的に、どのような問題が発生するか想定ができないため、どのような項目についてということは、記載をいたしておりません。しかし、何らかの問題が発生した場合には、協定書第8条の規定に基づいて、3者で協議をして、適切に対応をしてまいります。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 協定書には、数字以外は、日付け以外は、一切、数字がない協定書です。

で、今後のことについては、2者で協議ということだから、まあ、この協定書そのものについては、不備はないということですが、協定書は、やっぱり、これから、何をどんなふうにするかという、やっぱり町民の方が、検証していく時に、やっぱり、日付け以外の数字というのは、要するに予算額も含めてないと、やっぱり、これは協定書としては、不備ではないかと、私は、思うんですけれども、そのあたりは、これが、その検証に耐えうるものだと、実績を1年、2年たって、あるいは、5年、10年たって、これが検証に耐えうるものだというふうな感じでお思いなんではないかな。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今も答弁しましたとおりですが、廣利議員は、この協定書の

中で、検証しようとするれば、その計画の中身、計画、事業費、そういうものがないと、おかしいではないかというふうに言われているように思うんですけれども、これから、この事業にかかる経費、そういうものについては、事業者になります JIA が負担し、また、東京農工大についても、当然、その研究費というのは、JIA のほうから出ているというふうに思います。

今後、そうした事業が展開する中で、今の段階において、じゃあ何の予算書、計画書、金額というものを入れたものが、今の段階でつくれるのか。そして、なぜ、そのことを、町、3 者で確認をして協定を結ばなきゃいけないのか、私には全く分かりません。

だから、こういう事業を展開していく基本的な協定を、今、結んでおるのであって、個々の、また、具体的な、これから事業について、必要であれば、それは、また、それぞれの契約を結ぶという形になるわけですから、私には、全く理解ができません。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 森林再生に向けた取組と、早生樹施業、その中で、外来種のユーカリを使っていくというところまでは、分かっておりますけれども、その、これからの、先ほど、ちょっと、検証に耐えうるという話をしましたけれども、そこは、やっぱり、予算額、あるいは計画額というようなものが必要になってくるのではないかというふうに思うんですけれども、じゃあ、そうすると、少し、ちょっと具体的に聞いていきます。

説明会が2度ほどありまして、いろんなことを3者で取組をされているわけですが、でも、育苗ハウスができたとか、あるいは、試験栽培をして、その状況を担当職員が定期的にか見に行き、それを状況を報告してもらったりする。

先ほど、言いましたように、ちょっと、利神小学校と文化情報センターで、説明会もあったりしました。

そういう幾つかのことがあったわけですから、それは、やっぱり、それぞれ3者でお話をされて、事業費というか、その負担をされてきたんだというふうに思いますから、それは、やっぱり町有林を、町民の皆さんは、町有林を使うというふうにおっしゃっているわけですから、やはり、それは、町として何の事業で、どんなことをして、どんな負担をしたんだということは、明らかにする必要がある、まず、具体的に、今までやってこられたことは示していく必要があるのではないかなというふうに思うんです。いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） いろんな事業を進める上で、その計画段階において、いろいろな取組をします。そういう事務的な経費というものが、じゃあ、幾らだったとか、それを、その協定書の中に入れる問題でもない。

今、廣利議員がお話は、これまでやってきたことは、これだけかかっておるだろうと、じゃあ、協定というのは、これから、こういう事業を、この協定に基づいて展開していきましようということを考えている協定なんですから、そういうふうに、例えば、説明会をした、それは人件費がかかっているとか、あそこを使っている、使用料がかかっているとか、そういうことは、町が、いろんな事業を進めている上で、これは一般的には、やっぱ

り町としての事業、費用の中で、それは森林行政、森林行政を進める。また、今の早生樹、新しい林業なり、例えば、農業を進める上でも農業の説明会をしたり、いろいろとしています。そこまで、そんなことを協定の中に結ぶことですか。全く、私は、理解できません。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） これからのことについて、町長のほうからご説明がないので、今までしてきたことを、まず、お話をしています。

先ほども触れましたように、町民の皆さんは、町有林ですから、これは町民の財産ですから、それがどんなふうに使われるのかなというふうなところが、やっぱり、一番大きな関心事だというふうに思います。

そしたら、今後のことを考えるのが協定書だと、それはそうなんです。

しかし、今後のことの数字が出てきませんから、今、話をしている。そういう具体的なところの経費のところについては、3者で、どういう協議がされて、仮に分かれれば、どういう負担がされてきたんかという話を、まず、具体的なところからお示しをしていただきたいというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これから、例えば、町有林。町有林だけではなくて、民有林においても、そうした新しい、システム。今、目指している、早生樹を活用しながら、新しいエネルギーの安定的な供給を目指した林業システムをつくっていこうという、この考え方の取組です。

ですから、別に町有林を使うということは、少なくとも、その時に分収造林契約を行いますよということは明確に言っているわけです。ただで使ってくださいとか、町が、それを負担しますよとか、そんなことを言っているわけではありませんし、ただ、それを、金額を幾ら出すんだとか、今、どういうふうに、この事業費を算出するんですか。

山が、これだけ、たくさんある中で、どこの山に、どう植えて、これは、まだ、全然分かりません。これから、山全体、森林全体のことを考えながら、できるところを、まず、事業として取り組めるところを取り組みながら進めていこうということで、まだ、今は実証実験の段階です。その実証実験において、3者契約を、まず、基本的な契約を結んだ上で、これから、実証実験から本格的な植栽に、植林に入っていこうと考えているわけですから、その段階では、どこの山を何ヘクタール、何十ヘクタール、これはいつまでお貸ししますと、それを分収して、分収益は、どういうふうに分収しますよと、これは今からの契約です。そこへ行かないと、金額なんかというのか、数字的なものは出ません。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 町民の皆さんは、先ほども、ちょっと触れましたように、町有林に

災害対策だとか、山が放棄されてしまって、荒れてしまっている状況を考え、森林の再生ということで、町有林という形に3年目ですかね、もう、そういう形になっているわけですけども、その町有林をJIAという会社に、ユーカリ、早生樹を植えるために貸していくという形になるわけですけども、町民の皆さんが、この6月の議会もそうですし、今回のこの一般質問も見られているとは限りませんので、広報だけでは、やっぱり分からないと思う。

で、役場の職員が、なぜ、1企業のために関わるんだというふうな形で思われている方も、実は、おられたりするんです。だから、そのところは、じゃあ、これからのところは示すことができないという話なんですけれども、じゃあ、その3者で、どういう形で共同事業がされて、お金が分担されているのかという話は、やっぱり、きちんと、やっぱり、一般の町民の方に説明していく必要があるのではないかなというふうに思うんですけれども、まだ、そこは、これからのことですから説明できないということなんでしょうか。

質問を、ちょっと、変えていきますけれども、分収造林契約ということで、なかなか、これは、山の関係者だとか、以外の方は、よく理解できない。分からないとおっしゃる方が多いんです。新聞等で、県がやっておりました分収造林というのが破綻したというのがあります。だから、その、いろんな理由はあるでしょうけれども、これから植えていく、植えていかれる、そのユーカリが、杉、ヒノキより市場価値があると、あるいは、この分収造林の対象になるという形で、これはお考えなんでしょうか。市場価格としては、ユーカリのほうが、市場価格とかあるということで、考えておられるのか、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そのへんが、一般の皆さんには分かりにくい。専門的な言葉であったりして、分かりにくい部分もあると思います。

ただ、山、山林をいかに再生をしていくか。今の現状、荒廃した山林を、新たに、新しい樹木が生えて、安定した山に、そういう状態を取り戻していくか、そのためには、やはり、今、伐採していない、もう放置されたものを切って、一旦切って、新しく、ここに植栽をして植えていくという、この、まず、作業というのが必要になってきます。

ただ、杉やヒノキというのは、これまで用材として、建築用材とか、そういう価値のあるものとして、長年植えて、育ててきました。それが50年、60年という非常に長い期間、育てていかなければ、それが用材としての価値がない。それだけの育てる期間が要るわけですね。その間に、この経済が、これだけ変わって、社会状況が変わって、木材価値が下がってしまって、これまでかけてきた費用、そういうものが、もう全然取り戻すことができない。言わば、収支計算すれば、大きな赤字になったというのが現状です。そのことを、今、県の分収造林のことも出ましたので言っておきますけれども、県の分収造林というのは、その費用、木を植えて、また、それから施業をして、間伐をしたり、枝打ちをしたり、そういうことをしてきました。その間にかかる費用をみんな借入金で事業をやってきたわけですね。だから、借金でやってきました。その借金の、ずっと積み重ねが、今現在、県下で、県の負債として700億からのお金になったと。だから、今、山を、木を、もう既に40年以上、年輪的には60年を超えているところもあります。それを使用、伐採して売ったとしても、全く、それだけのものを取り戻すだけの価値はない。だから、破綻しているというふうに言われているわけです。

ただ、それは、経済的な面で考えた時に、そのことは、県としても、これは借金、負債で

すから、これは、やはり県民の負担が、ますます大きくなるということで、分収造林事業は、これは、もうここで清算して、廃止したいんだというのが、今の考え方です。

ただ、山の価値として、そうした木材、今言われた、価値があるのかどうか、木に価値があるのか、そのものに、そのことだけじゃなくって、山をどう管理して、防災の面とか、また、環境の面とか、そういう、やはり山林には、いろんな多面的な機能、役割があるわけです。その部分というのは、どう計算するのか。その部分も、やはり、私たちは考えなきゃいけない。

ただ、やはり、そうした事業を、山を管理していくためには、お金がかかることは間違いありません。だから、今まで 50 年、60 年かけてきたものを、早くバイオマス燃料なら燃料として使えるようにしていく、そういう樹木がないかなというので、どことも、今、ユーカリだけではなくて、コウヨウザンであるとか、早生桐であるとか、センダンであるとか、そういうものも、今、研究をされて、5 年とか 10 年で、そういうサイクルで、伐採をして、燃料として活用ができないかと、それができれば、今の市場価格として、材木としての、燃料の材としての各トン 6,000 円とか 7,000 円とかというのが今の状況です。それでも、何とか採算性が取れるのではないかということが言われて、そういう事業、それぞれの、たくさんの事業者がやっているわけじゃないですけども、それに関わるところの関心のあるところが、日本海水さんなんかでも、そういう早生樹を、今、植えているわけです。

だから、そういう意味で、早生樹というのは、何の目的に使うのかということが 1 つあります。それによって、木材の、杉やヒノキより価値があるのか、なかなか、どの面で価値があるとか、価値がないとかという比較は、なかなかできません。だから、燃料として使うとすれば、ユーカリ等のほうが、非常に優位性高いということを考えているわけです。それで、ジャパンインベストメントアドバイザーも、そういう将来における安定した燃料供給ができるシステムを構築したいと、それを全国でやってみようということで、今、取り組んでおられるんです。こんな企業は、ほかにあまりありません。

そりゃ、1 企業に対して、何で、町が協力するんだと。私どもに言わせれば、町がやりたいことを、なかなかできないことを、企業、民間の、そういう力を借りて、一緒にやっているという、そういう思いで、この事業は進めておりますので、何も、そんなに利益の事業では、絶対ないということは、私たちも分かっています。

それでも、将来に向けて、こういうことに取り組む、環境面を考えて、企業の社会的な貢献と、そういう意味だけではないと思います。企業としても、それが、将来的には、その利益も上げていかなきゃいかんわけですけども、そういう事業を行っているところと一緒に取り組んでいるということ、これは十分、ご理解いただきたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君）

廣利一志君。

10 番（廣利一志君）

これから、大きな金額が、予算が、お金が投じられていくと。数字が分かりませんので、大きな金額だろうというふうに思うんですけども、投じられていくと。しかし、町民の皆さんは、今まで投じられてきた金額、確かに、これから投じられる金額より、随分と少ない金額かも分かりませんが、これも、やっぱり税金ですから、町民の皆さんは、森林再生と、じゃあ、その少ない金額、少ない税金が、何に使われたのかと。どんな効果があるかということは、やっぱり知りたいというのは、当然です。

で、それは、町は、それに対して、今、分収造林の件で、お話をいただきましたけれ

ども、町は、やっぱり、それを義務として、やっぱり説明していかなあかん。で、町民は、知る権利がありますのでというふうに思いますけども、まあ、これは同じことの答弁になるかも分かりませんので、指摘だけにしておきますけれどね。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私どもも、農林振興課においても、そうした事業を進める上で、当然、いろんな予算を使いながらやっております。

そのことは、予算、決算審査終わりましたけれども、予算の中でご指摘いただいて、これが、どういうふうに使われているのか。これが、どういう効果があったのか、このことを指摘いただいて、担当課のほうにおいても、それは、しっかりと説明させていただくということであって、それが、協定書に入っているか、入っていないか、協定書に入れるということではないと思うんですけれどね。

で、廣利議員、ずっと、町民の皆さんの不安とか、町民の皆さんのことを、おっしゃいます。ユーカリについて、これを植えていく、施業していくんだということは前提として、お話をいただいているんですけれど、これは、町民の皆さんの、いろんな不安とか、そういう気持ちに対して、ユーカリそのものが、ああして非常に危険な樹木であり、火災を起こし、また、土砂災害を起こしたり、毒が流れたり、そういうことを、これまで、町民の皆さんにお話されてきたのは、廣利議員を含めた、そういう運動をされてきた方ではないんですか。そのことに対して、しっかりと、町民の皆さんにデータと、逆に、私から言わせていただければ、資料を示して、それが本当なら大変ですし、そうでなければ、町民の皆さんの不安を、しっかりと払拭していく。言ったことが間違っていれば、間違っていたということを書いていただかないと、そのことをスルーしてしまって、今、まだ、そういう協定書だとか、そういうことのほうばかりを、今、言われておりますけれども、そのことを約束したことについては、本当にどうなっているのか。そのことを、私は。私は、前にも、その話をさせていただいておるものですから、ここの答弁、質問じゃないんですけれども、そのことは指摘しておきたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 私の先ほどの質問には、ちょっと、お答えになっておりませんけれども、先ほど、町長が指摘の件については、私は、本来、担当課なり、町がしないといけないということで、要するに、ユーカリの危険性ということについては、やっぱり、町民をあおただけという形で、そういうニュアンスで言われておりますけれども、私は、その意味では、5回にわたって勉強会を、賛成、反対、両方の方、来ていただいて、専門家の方にもしゃべっていただき、さらに、まだ、不十分という話でしたので、私は、また、6回も来月に予定して、できるだけ町民の皆さんが、納得いく形のものを、勉強会という形でやろうと、やってきましたし、やろうとしております。

本来は、私は、1回か2回の説明会だけで終わってしまっている町の姿勢こそ、ちょっと、問われるべきかなというふうに思うんですけれども、もし、反論があれば、反論を。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、町が説明することだと。

当然、新しい、この事業については、私たちとしても東京農工大、専門のあつした学者の先生も来ていただいて説明もしました。

そういうことで、大方の方、皆さんは、十分分かっていただいたと思っておりますし、ただ、廣利議員は、そういう勉強会をしたと言われますけれども、私も、その勉強会には参加しておりません。

ただ、参加した人、職員も一応、参加もしております。その内容を見て、全く、私どもが指摘したこと、少なくとも、あれだけ明確に、たくさんの人に署名をしていただく上で、こういうものだから反対してください。反対しますと。このユーカリに対しての、あつした間違ったデータもない、どこの資料のものか分からないものを引っ張り出してきて、外国の例を出してきて、これだけ危険な樹木であると、こういうことを言われたのは、廣利議員を含めた皆さんじゃないですか。それを、何で、私どもが、改めて、そうじゃないんだということを、町の責任で、また、それを説明をしていかなきゃいけないのか。

そして、その内容について、勉強会をされると言われました。その勉強会の内容を見ると、そういう、ユーカリそのものの特質、樹種の持っている問題、そういうことじゃないじゃないですか。ほかのことが、ほとんど話をされているということで、これでは、町民の皆さんに対しての説明に、私はなっていないというふうに、私は思っております。

議長（千種和英君） すみません。ちょっと、ここでお伝えしておきます。

先ほどの両者の質問、答弁につきましては、本件の通告に基づいた内容、論点を逸脱しております。本来と違ったところへ行っていますので、この通告に基づいた質問、答弁に戻していただくよう、お願いしておきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 分かりました。

今まで投じられた金額、あるいは、これから投じられるという金額ということで、そもそも、この JIA が利神小学校でやるというふうに言っていた事業は、4 つありまして、ユーカリとシェアハウスと人材育成と太陽光発電ということです。

で、特に、人材育成につきましては、これからの森林再生には欠かせないわけですから、これがいつの間にか、ユーカリだけになってしまっていると。ユーカリが 5 年、10 年たって育ってきた時に、この人材育成が詳しくは聞いておりませんが、山の従事者だというふうにするなら、そのユーカリをアフターフォローなり、メンテなりする方なのかな。

あるいは、間伐とか作業道をつけていく、そういうことができる人たちを育てることなのかなというふうに思っていたんですけども、これは、全く、今、この 4 つの事業は、このユーカリに特化するという形で、終始しているということではよろしいのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 人材育成ということでございますが、私、その件に関しましては、林業従事者がメインであるというふうに、当初から理解をしております。

なかなか、現地での活動というのが、一般の住民の皆さんを含め、議員の皆さんにも目に触れる機会が少ないとは思いますが、今、議員もご承知のとおり種をまいて、苗木を育てております。

で、それ勝手に、自動的にまいて、勝手に芽出すものではなくって、誰かが管理しております。その誰かというのは、地域の林業事業体の方をお願いしてやっていっているわけなんですけれども、そこも、もちろん、本来、従来、の仕事がございます。それもやりつつ、新しい、こういった早生樹の事業に取り組んでいただいておりますので、新たに雇用を増やしていただいております。それこそが、人材育成というふうに、私どもは理解しておりますが、そういったことで、報告をさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 3 者による事業終了時のユーカリの取扱いの件で、いつかは、JIA は佐用町から撤退すると。未来永劫、ずっと佐用町でユーカリを植え続けるということは、多分、多分というかないでしょうから、JIA が、仮に撤退後、ユーカリそのものは、早生樹ですから、どんどん、どんどん成長していくわけなんですけれども、先ほど、ちょっと、課長も触れていただきましたけれども、人材って、事業体ということなんですけれども、その、その育成というか、これは、今までと、これからと何がどう変わろうとしているんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 的確なお答えになるかどうか分からないんですけれども、ユーカリ自体、こういった植林事業、林業として扱おうとしているのは、国内でも一番初めだというふうに思っています。

なので、何のノウハウもない中で作業を、今、育苗の段階から進めております。

もちろん、大学の先生の指導は受けてはおりますが、やはり、その気候的なことであったりということで、なかなかうまくいかない部分もございます。そのため、今、経験を積んで、知識も得て、少しずつ、皆さんのスキルが上がっている。今、従事していただいている方のスキルが上がっているという状況でございます。

一方、まだ、試験植栽ということで、0.1 ヘクタール程度しか、山には植えておりませんが、この秋から、少しずつ、実験地を拡大していこうということで、新たに、本当に山への植林事業というものをスタートさせようとしております。そこにおきましても、また、新たな林業従事者の方に、なかなか杉、ヒノキでも、最近、新しく植える、新植と言いますけれども、そういった機会少ないんですが、それを、これまで経験のない樹種で、いかに山に定着できるか、活着できるかということも、本当の実験でございます。

そういったノウハウを積み重ねていって、だんだんと人材も育成していくものだというふうに考えております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 仮に、仮の話で申し訳ありませんけれども、5 年経過して、JIA が撤退すると、ユーカリは育っている。どんな状況か、今年の 5 ヘクタールだけなのか、5 年後だったら、もっともっと増えているかも分からない。増えているでしょう。

あるいは、10 年たって撤退する。そうした時に、先ほど、ちょっと、触れた成長したユーカリというのは、誰が見守り、誰が伐採し、誰が搬出し、その費用は誰が負担するんですか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵迩町長。

町長（庵迩典章君） これは、長い、ある程度、期間のかかる事業ということで、事業者のほうも、それなりに、やはり、相当の経費、費用も投入しながら取り組んでいただいておりますので、山というのは、それはユーカリだけじゃなくって、これまでの杉やヒノキも、もっともっと長い目で考えていかなければなりませんし、現在の山、山林に植わっている樹木もそうです。

だから、廣利議員が、そういうふうに撤退した時どうするんだ。その残りはと言う。それは、山に植わっている木です。樹木です。それは、ユーカリだけじゃない。少なくとも、今、広葉樹と言われるような雑木林にも、たくさん木は植わっています。杉やヒノキも放置、そういうふうになっています。

だから、それを活用する、それが利用する必要性があれば、これは使われるわけです。

例えば、JIA さんが、この事業は撤退する。辞めますと言われたら、それは、私どもは、町有林です。町有林にユーカリ植わっている。これは、もう、そこに町有林に、今、植わっている、例えば、杉やヒノキだったのか、元がね。もっと雑木林で、クヌギとか、ナラとか、そういうものであったのか分かりませんが、結局、それと同じです。

今後、日本の今、世界の状況見て、こうしたバイオマス、再生可能エネルギー、こういうものは、これも、そりゃ、50 年、100 年後は、どうなっているのか、私、分かりませんが、今、これだけ地球温暖化が進む中で、世界中で、こういうことに取り組んでいるわけです。だから、私たちは、行政としても、そういう責任を果たしていかなきゃいけない。そのための 1 つのエネルギーとして、こうしたバイオマスエネルギーというものを、山林、山の樹木というものを、そのエネルギーに使っていかうということで、進めて取り組んでいるわけですから、私は、樹木は、そこに残れば、JIA さんと、例えば、分収造林契約をしている。それを破棄する。それは破棄されたら、その中で、その上に地上権というのは設定していますけれども、地上権はなくなります。上に植わっている樹木というのは、これは町の財産になります。町の財産として活用すればいいわけです。何ら問題ないですよ。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 地上権が設定されているから、仮に JIA が 5 年でも、10 年でも撤退した時には問題がないという話でした。

そもそも、この事業というか、JIA が、このユーカリ、早生樹を植えることについては、町長の説明の中でも、この町有林化事業と合わせて、我々説明を聞いていたのは、森林再生と、佐用町の森林を、やはり荒れている、災害で危険だというふうなところから森林再生という話をお聞きをしておりました。

それが、冒頭で、ちょっと、町長の答弁の中にあっただすけれども、農地を使うことについて、この苗木を生産していくのに、農地を使っていくという話がありましたけれども、この農地を使っていくという話は、私は、初めて聞くんですけれども、それは、その今回の一般質問で、初めて、ちょっと、触れられたんですけど、その農地を使っていくということについては、きちっと、やっぱり議員の皆さんにも説明、ぜひ、これはしてほしいなと。町民の皆さんも、山だけじゃないのと、農地も使うのという話をお思いだというふうに思うんですけれども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵迓町長。

町長（庵迓典章君） ここで農地に、田や畑で苗木を育てるというのと、山林で植栽して、そうした樹木を、杉やヒノキと同じように、これを育てるとするのは、これは全く違います。

で、杉やヒノキの苗木なんかも、みんな、当然、農地で育てています。ほとんど。

と言うのは、そんなに面積が、山ほど、全部に植えているわけではないので、例えば、農地を使うとしても、ある農地を全部使うわけでもありませんし、年間、例えば、5 万本、10 万本、それぐらいのものを、例えば、生産しようとしても、1 ヘクタールぐらいあれば、十分そこで苗は生産できると思います。

ですから、今、初めて聞いたということですが、これは山に植えて、森林再生とは全く違う。これを行っていくための大きな課題としては、苗をよそから買って来たのでは合いません。自分とこで、苗を、そこに、佐用町に適した苗というのを選んで、それを生産していくという中で、当然、これは、農業に関わることです。これは林業ではございませんので、苗を育てるとするのは、私は、いわゆる、普通の作物を育てるのと同じように、作物では 1 年では育ちませんが、挿し木にして、大体、1 年から 2 年かかるわけですが、そうした苗を育てるのに、これは農地を使うことが非常に、農地の使い方として、活用としてはいいんですけれども、そうかと言って、今、たくさんある、荒れて荒廃している農地を全部使っていくという、そんなほどのことはありません。

ただ、将来的には、今、そういう苗だけではなくて、農地なんかも、もう既に、古い農地は山林化してしまっているところもありますけれども、同じように荒廃したところに植栽して、そして、それを、5 年、10 年で順番に切って、また、植えてという、そういう形で使うということも、これは 1 つあり得るかなとは思いますが、現段階では、まだ、そんな具体的な話は、全くしておりませんし、農地の問題というの、荒廃した農地の問題をどうするかというの、ある意味では、行政としても、非常に大きな問題ですから、その解決とはいかなくても、活用ができるということであれば、それはそれで、非常にいいことではないかなというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） この農地のことについては、全く協議はされていないということですけれども、議員の皆さんのところには、中四国におけるユーカリを活用したエネルギーの森実証事業 2023 年度成果報告会、発表日が 2024 年 2 月 2 日ということで、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構において、成果報告をされた資料を置いております。

で、そこで、ジャパンインベストメントアドバイザーの中里部長が言われているのが、1 ページには、2024 年秋植え用地確保（一部については買収交渉中）と、農地を買収交渉中。あるいは、もう少し具体的に、そのところについて、佐用町の農地に植栽する。エリートツリーの採穂園を造成予定というところから、山の問題と農業の問題と別だというふうに、町長、今、おっしゃいましたけども、いや、ユーカリを植えていくわけですし、山に今度持っていくわけです。

先ほど聞いたように、仮に撤退した時はどうなるのかという話ですから、これは、この農地のところについても、報告のところについては、これ写真入りなんですね。だから、住民の皆さんは、この写真を見たら、「ええっ、うちの農地」これ稲も植わっているところが写真で載っているわけですが、いきなりの話で山にユーカリを植えるだけの話ではないのかという話が、当然、皆さん、お持ちだと思います。

だから、ちょっと、やっぱり、先ほど、町長は協議はしていないということでしたけれども、片方で、これは公式に、この JIA のほうが、こういう発表を、あるいは成果報告をしているわけですね。そのあたりは、やっぱり、きちんと、協議をされた結果ではないんですか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵迥町長。

町長（庵迥典章君） 今、こういう NEDO の事業として、その補助事業を受けているジャパンインベストメントアドバイザーが成果発表という形で発表をされた。中里ジャパンインベストメントアドバイザーの部長が発表された。

その中で、私も、これをいただきました。このことは、私は、どういうことなのかということで、全然、協議は私になかったから、それはそれで、初めて知ったということです。

ただ、苗木を畑で植えて、それを育てていくと、挿し木をするんだということは、これは、聞いておりました。

種で育てるよりかは、苗で育てていくほうが、非常に効率がよくって、また、同じものを、いいものを育てていくことができるわけです。

だから、そういう中で、用地の交渉を既に行っているんだということを言ったと言われるんですけれども、それが、ここにはね、採穂園を造成予定。生産体制を確立する。体制に取り組むということで、誰と、そんな農地の交渉、買収交渉をしていると、今、廣利議員言われたんですけれども。

10 番（廣利一志君） いや、見られたら、書いてありますよ。

町長（庵逄典章君） どこに書いてあるんですか。

10 番（廣利一志君） 最初のページに書いてありますよ。買収交渉中と。

町長（庵逄典章君） まあ、そういうふうには、中里さんが、そういう場所で言われたというのであれば、それは、中里さんが一方的に話をしているということだと思います。全く、私のほうは、まだ、そういう段階ではありませんので、そういうことであれば、私どもも、紹介をし、また、会社が農地を持てるかどうか分かりませんが、借地なり、いろんなことでは協力はしていきたいと思っています。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 先ほどの廣利議員のお話の中で、この成果発表の資料なんですが、議員指摘されているのが、1 ページ目の一番最下段に秋植え用地確保（一部については買収交渉中）というところをおっしゃられていると思うんですけども、これ農地のことではないと思いますね。普通に、この資料をご覧くださいと。

で、この NEDO 事業自体、佐用町も、もちろん、この中四国におけるという、中四国の中に含まれておりますけども、ほかに愛媛県の久万高原町であったり、もう 1 個、宇和島市も同じく実証実験地として登録されております。

この資料を見ますと、佐用町以外のところでは、JIA さんが山林を買取りするということが明記されております。

で、佐用町においては、これ、昨年の 2 月なので、事業始まって、本当に、すぐすぐのところ、何も着手できないような状態の時に発表されたものであって、今後の構想として、1 つ採穂園も必要であろうという中で、例えば、こういう農地で採穂園をするという例で写真を掲載されたというふうに、私のほうは理解しておりますので、何らこれで、佐用町の農地を購入する予定みたいなことは、

〔廣利君「昨年違いますよ」と呼ぶ〕

農林振興課長（井土達也君） どこにも読み取れないというふうに思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） いや、これ、表紙に書いてありますように、2024 年 2 月ですよ。発表は、去年違いますよ。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 失礼いたしました。

昨年度という意味でございまして、この事業自体の着手が 2023 年の 12 月で、2024 年の 2 月ということは、2 か月しかたっていない中での成果報告書ということなので、本当に何もしていない。特に、佐用町の中では、現場何も動いてない状況の中での報告書でございますので、報告書と言うよりは、今後の計画書という意味でご提示されたものだというふうに理解しております。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） まず、間違っ、勘違いされて質問されているのでしたら、もう議論ありません。かみ合いませんので、この今、ここに書いてあるがなというふうに、廣利議員言われましたけれども、ここに書いてあることは 2024 年秋植え用地の確保。これは苗をつくるとか、そうじゃなくて、秋植え、春植えというのがあります。それについて、佐用町では、用地、ジャパンインベストメントアドバイザーは、独自で買収したりはしていませんけれども、全国ほかのところでは用地の買収もされております。

だから、どこにも苗木の、先ほど、私が説明した苗を生産する農地、そのことについて、全く違う。書いてありませんし、そのことでは、全く違うんですね。そこだけは、よく理解して、お話をいただきたい。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 先ほど、課長が言われたように、去年の 12 月スタートで 2 月だから、何の成果もないということで、報告だけですと。

だけど、これは成果報告会と銘打って、具体的に、やっぱり、公式のものになっているわけですから、買収交渉中とか、農地を使うとかいう話をされているわけですから、それは、だから、協議はされたんですかと、農地のことについて。

私は、山林の購入だとか、農地の購入については、何度か聞きました。それは、そういうのは聞いていないという話をされていましたが、ちょっと、それは訂正されるわけですね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 全く訂正はいたしません。

農地を買われるという話は、佐用町ではございませんし、山林を購入されるというお話もございません。

ちなみに、この議員おっしゃられる買収交渉中というのは、佐用町以外の山林を買収するというので、こちらの紙の 4 ページにも書いていますけども、それは、愛媛県で購入されると、山林を購入されるというお話は聞いております。

ただ、佐用町の山林を購入したい。また、農地を購入したいということは、一切、ございません。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） ちょっと、時間がなくなりましたので、申し訳ありません。

先ほどの、佐用町ではない。愛媛県のほうだというのは、それは、具体的に、どこのことを指しておられるんですか。私は、愛媛県の方にも聞いたんです。そういうのはないとおっしゃっているんです。違いますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 一民間企業の事業の内容でございますので、私のほうから、あまり明確に言うのもよろしくないと思いますが、おそらくは、既に、購入のほうをされておると思います。

場所については、あえて申し上げませんが、民間の土地を購入をされたということは聞いております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） じゃあ、また、この場で言えなければ、また、教えてください。お願いします。

次の質問のほうに、ちょっと、移らせていただきます。

介護保険の現状と今後についての見解はということで、訪問介護について、近年特徴的なことは、全国の自治体で事業所がゼロになる空白地域が広がっていることです。

佐用町の高齢者、介護認定の状況を県下平均と比較した場合、後期高齢化率及び要介護認定率が県下平均を上回り、介護度別認定者割合は、県平均より中度者及び重度者の割合が多い。施設・居住系サービスの割合が県平均より多い。地域や家庭での介護では支えられなくなっていることも考えられます。そのような状況を踏まえて、佐用町の取組についてお聞かせください。

①つ、佐用町の介護事業者は全国で近年顕著な空白とはなっていないが、経営、サービスの観点から傾向と特徴的なことをどういうふうに捉えていますか。

②点目、今春の訪問介護の報酬引下げは、今後、事業者の経営安定化に懸念を生じさせ介護人材の不足から、今問題となっている「介護サービスの空白」につながりはしないかと思うが、見解は。

③点目、認知症高齢者などの早期発見・相談、予防の推進について現状と成果及び今後の取組をお聞かせください。お願いします。

議長（千種和英君） 庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からの介護保険の現状と今後についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員もご指摘のとおり、「全国の介護事業者で相次ぐ倒産」との報道を今年に入ってから特に目にするようになりました。民間調査会社の調査結果ではありますが、2024年1月から6月までの上半期倒産件数は、介護保険法が施行された2000年以降最多の81件に登っております。大きな要因の1つに、介護職の人材不足が挙げられております。

まず、①点目の佐用町の介護事業者は全国で近年顕著な空白とは、なっていないが、経営、サービスの観点から傾向と特徴的なことをどうとらえているかということについてでございますが、議員ご指摘のとおり、佐用町は令和6年4月1日現在で高齢化率が44.1%となり、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年以降には、55%に達すると予想されております。

また、佐用町の要介護認定率、これは65歳以上の認定者数を65歳以上の被保険者数で割ったものでございますが、この認定率は23.9%となっており、兵庫県平均の20.9%を上回っております。また、介護サービス全体のうち、介護老人福祉施設や、介護老人保健施設など施設・居住系のサービスの利用者割合が県平均より高くなっております。これは、一人暮らし世帯や、高齢者世帯の増加のほか、1,000人当たりでみる施設事業所数が国の0.18に対しまして、佐用町は0.68と、およそ3.7倍になっていることが要因の1つというふうに考えられます。

次に、②点目の今春の訪問介護の報酬引き下げは、今後、事業者の経営安定化に懸念を生じさせ介護人材の不足から、今問題となっている「介護サービスの空白」につながりはしないかと思うが、見解についてはどうかということですが、2024年4月1日に改定をされました介護保険の基本報酬では、特別養護老人ホームなど多くの施設や事業所の基本報酬が上がる中、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。処遇改善加算の加算率がアップしたり特定事業所加算が見直されたり、様々な改正があったために、結果的に町内の事業所では訪問介護の報酬が加算となっておりますが、加算が算定しにくい小規模事業所は運営が厳しいものとなるかもしれません。

現在、佐用町の訪問介護事業所は、常勤、登録ヘルパー合わせて44の方が活躍されております。しかし、ヘルパーの高齢化などにより、人材不足が進んでいるのが実状でございます。他のサービスにおいても同様の状況であり、人材不足解消の一助となるよう、今後も情報の共有や、連携の推進を今以上に図りながら、地域包括ケアシステムを推進し、家庭や地域などで高齢者を支える環境の整備などに重点を置いた施策を展開してまいりたいと思います。

③点目の認知症高齢者などの早期発見・相談、予防の推進について現状と成果及び今後の取組について、お答えをさせていただきます。

町では、認知症高齢者などの早期発見のため、啓発事業として認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェの推進、キャラバンメイト支援、チームオレンジの推進、アルツハイマー月間の取組及びいきいき百歳体操での認知症チェックリストと健康教育の実施などを行っています。認知症サポーター養成講座につきましては、令和5年度に7回開催し219人が認知症サポーターとして登録をされております。

認知症の相談といたしましては、地域包括支援センターの総合相談支援事業のほか、認知症専門医によるもの忘れ健康相談を実施をいたしております。また、認知症疾患医療センターが、県立リハビリテーション西播磨病院と揖保川病院に開設されておりますので、必要により受診を勧めております。もの忘れ健康相談につきましては、令和5年度は9回実施し33人が相談されております。

認知症の支援といたしましては、認知症初期集中支援チームによる支援、認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業、認知症家族の会の開催を行っております。令和5年度の認知症初期集中支援チームによる訪問支援は6件でありました。

認知症予防は認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味ではありますが、町では認知症予防事業として頭と体の健康教室、元気アップスクールを開催しております。頭と体の健康教室は令和5年度には45回延べ1,056人が参加されております。

今後は、令和6年に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に則って取り組みたいというふうに考えております。認知症の方が、できる限り地域のよりよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指してまいります。共生社会の実現を推進するための認知症基本法は、「認知症になったら自分らしく暮らせない・地域での生活は無理」といった古い認知症観から、「希望をもって自分らしく生きる、地域とともに」という新しい認知症観へ変わることを推進し、認知症の方の人権を尊重していくものでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） ちょっと、あまり、もう時間がないので、申し訳ありません。

もの忘れ健康相談、今後のところ、現状のところでもあれですけども、触れていただきましたけれども、実績として33人でしたかね、ちょっと、PRのところとか、ちょっと、そのあたりについて、まだまだ、ちょっと、改善の余地があるのかなというふうに思うんですけど、そのあたり、ちょっと、いかがでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えいたします。

相談事業は、こちら窓口相談、お見えになられて、相談を聞いた場合ですとか、事業をしていて、気になった方、それと町内の防災行政無線による放送、そういった形で、募集をかけております。毎回、ほぼ定数、満員の申込をいただいている状態です。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） もう1つ、その健康教室のところについても、45教室でしたか、1,056人ということで、対象者のところからすると、どれぐらいの、これ比率になって、それで、先ほどと同じようにPR等については、何か方法をお考えでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） はい、お答えいたします。

認知症の方は、今、統計では、人口の5人から6人にお一人の割合で認知症の方がおられるのではないかとということが予測されております。

ですが、こちらから、この方は認知症の方だろうという、直接のお声かけは、なかなか難しい状態です。ですから、放送ですとか、先ほど言った呼びかけて集まっていたりとか、いきいき百歳体操で、チェックリストによる認知症チェックリストってあるんですけれども、それで気になった方を事業に来ていただいたり、そういった事業をすることによって、認知症の方が分かる。後につなげることができるという状況で、今、事業を進めております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） なかなか、ちょっと、その微妙なところもありますので、難しいところはありますけれども、ご家族だけではなくて、例えば、地域の力を借りるというふうなところでは、そういう視点も必要かなというふうに思うんですけど、その点は、いかがでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） そのことについては、認知症サポーター養成講座を開催したり、認知症カフェ、そういったところで、交流を持って、地域で認知症の方を見守る。今後においては、やはり、介護人材も不足していきますので、本当に介護保険の施設ですとか、そういった給付が必要な方には、受けていただくようになるんですけれども、地域で見守ることができる段階の方においては、そういった、こちらから啓発を行いまして、見守りのネットワークを広げていきたいと考えております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 以上で、私の質問を終わります。以上です。

議長（千種和英君） 廣利一志議員の発言は終わりました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後3時5分とします。

午後 0 2 時 4 8 分 休憩

午後 0 3 時 0 5 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

13 番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡きぬゑ議員。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、3 項目について、質問を行います。

まず、1 項目目は、新型コロナウイルス感染症の流行に対する経済的支援を求めること。2 つ目に、猿の被害防止対策。3 つ目に、歴史環境の保存と景観づくりについて、質問を行います。

まず、この場からは 1 項目目の新型コロナウイルス感染症の流行に対する経済的支援を求めることについて、質問を行います。

新型コロナウイルス感染症は、この間、新株の置き換わりに伴って全国的に感染が拡大しています。

現在の感染拡大は、受診控えが起こることがないよう 5 類以後も続けられてきた、抗ウイルス薬の自己負担軽減や診療報酬の特例の経過措置が、今年 3 月 31 日に全面的に打ち切られて以後、初めて起こる感染の波となっています。

医療の逼迫や医療崩壊を防ぐためには、重症患者の増大を抑えることが必要です。

この間、窓口負担の経過措置終了により、高い自己負担を理由に抗ウイルス薬の処方を避ける傾向が広く生じているとの指摘があります。また、秋から新たな枠組みで接種が始まる新型コロナワクチンの自己負担も非常に高額になるとの懸念もあります。

必要な医療を受けられるよう、命と健康を守るために町の取組を求めます。

1 つとして、新型コロナ治療薬の自己負担への助成を行うための取組。

2 つ目に、コロナワクチンの自己負担を減免すること。

ちなみに、神奈川県海老名市は、高齢者のコロナワクチン接種を全額補助することを発表しました。これは、今年 6 月議会で発表されており、まだ、市民に対しての周知は、これからだということをお聞きしております。

また、新型コロナとインフルエンザの同時流行を予防するために、インフルエンザワクチン接種も無料にするとのことです。

以上、よろしくご回答お願いします。

議長（千種和英君） 庵逄町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平岡議員からの、まず 1 つ目のご質問であります新型コロナウイルス感染症の流行に対する経済的支援を求めるということにつきまして、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、令和元年 12 月に中国の集団発生から始まって、世界的な大流行に至り、令和 2 年 1 月に国内初の事例が発表されました。その後、緊急事態宣言が

発令され、私たちの生活は、極端に行動制限されることとなりましたが、感染予防の徹底やワクチン接種の実施などにより、3年を経過した昨年5月に、感染症法上の分類が2類から5類に見直され1年が経過したところでございます。今年は、多くの地域でイベントや行事が再開されて、以前のようなにぎわいを取り戻してきているわけではありますが、感染者数においては、佐用郡医師会からの情報提供によりますと、直近では、6月は23人、7月には202人、8月は160人の報告がありました。感染の大きな波が夏場と冬場にありますが、以前のような爆発的な感染状況にはなく、今日まで経過をいたしております。今後も、換気や手洗い、バランスのよい食事および体力づくりで、一人一人が感染予防に努めていただきたいというふうに思っております。

まず、1点目の新型コロナ治療薬の自己負担への助成を行う取組についてのご質問でございますが、議員もご承知のとおり、今年の4月1日からは、医療費の自己負担割合に応じた通常の窓口負担が必要となっております。結論から申し上げますと、町といたしましては、自己負担に対する助成をするということとはございません。また、近隣市町においても助成はなされておられません。

厚生労働省の承認を受けている新型コロナウイルス治療薬につきましては、「抗炎症薬」「抗ウイルス薬」「中和抗体薬」があり、このうち高齢者等、重症化リスクのある方の重症化を防ぐ目的で投与され、「軽症」の方の治療で使われるのが、特に、抗ウイルス薬であり、経口薬が「ゾコーバやラゲブリオ」など3種類、点滴薬が1種類ございます。この新型コロナウイルス治療薬について、今年3月末までは、自己負担額は最大9,000円で処方され、上限額を超える部分は公費で負担されてきたところではありますが、4月1日からは、医療保険が適応され自己負担が必要となっております。

例えば、治療薬の「ゾコーバ」が5日間処方された場合、薬の価格が約5万2,000円になります。医療費の窓口負担が3割の方は、約1万5,500円、1割の方が約5,200円を自己負担することになります。ただし、この治療薬は、医師の診察を受け、必要と判断された方に処方されるものですので、感染の方全てに処方されるものではございません。コロナウイルス感染の陽性者であっても、薬を飲まなくても治る方もあります。症状によっては、咳止めや解熱剤などの対症療法で薬を処方される方も多くあるのが現状でございます。当然、ほかの疾病と同様に高額となった場合は、高額療養制度も適応されるものであります。

次に、2点目のコロナワクチンの自己負担を減免することについての質問でございますが、先日、予防接種委託料の増額補正をさせていただいたところでございますが、新型コロナウイルスワクチンの接種費用については、ワクチン価格と医師手技料を合わせて、約1万5,300円と言われており、国の助成額が8,300円、それを差し引いた7,000円を町と個人が負担するということとなります。佐用町においては、手技料相当分の4,000円を負担することとして、自己負担額を3,000円というふうに考えております。このたび、ご提案の自己負担額については、無料とはできませんが、接種費用の2割弱の額を自己負担に設定させていただきました。近隣市町の自己負担額の状況は、3,000円から3,260円ぐらいというふうに聞いております。

これまで、令和2年度から5年度まで、新型コロナウイルスワクチンの特定臨時接種として、集団及び個別接種で最大7回までを、無料、全額国費で実施してまいりましたが、令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種は、高齢者を対象としたインフルエンザワクチン接種と同様に、B類疾病の定期接種として、重症化予防を目的に10月から実施をしてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種の助成の対象者については、インフルエンザワクチンと同様に、65歳以上の高齢者と60歳から64歳までの方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能

障害、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活が制限されて、身体障害者手帳1級を所持されている方、または同程度以上の方といたしております。

10月からの新型コロナウイルスワクチン定期接種の実施に向けて、高齢者インフルエンザワクチンと併せて、広報やホームページ及びチラシ等で周知をしてみたいと思っております。

以上で、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） ワクチン接種のご回答の中で、国の補助、それから、町の負担を差し引いて、必要とする費用のうち、個人負担が、ワクチンですけれど、7,000円になることについて、そのうち、さらに町として、4,000円の負担をして、個人負担は3,000円になる、この関係については、先ほど、最初に答弁していただいたんですけど、予算としては、いつ、このたびですか。ちょっと、もう一度、その点、予算のことについて、いつの時点で、この関係について、提案されるというか、提案したというか、その点、お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

このたびの9月の補正で上程させていただいておりますので、先日、初日の時に、20日で、質疑応答させていただくところでございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） はい、分かりました。

議会のほうは20日の審議ということになっておりますので、改めて、その場で、数値的なことについては、問うていきたいと思えます。

3,000円の負担は、無料化をしている自治体があるということを、この近辺ではない、神奈川県海老名市の例を紹介させていただいているんですけど、ここは、重症化を防ぐということで、経済的な点で、その負担が賄えない人は受けられないということがないように、全ての人を接種できるようにという、そういう対応なので、費用として3,000円が必要になるということが残るわけで、これは、頑張っているという町の提案ではありますけれども、より一層、負担が減るように頑張っていただきたいというのが、私の希望するところです。

ワクチンについて、ちょっと、1点、お尋ねしますけれど、ワクチンの有効性とか、安全性についても、いろんな疑問の声があるということも聞いております。あと、副反応の実態なんかについては、ワクチン接種した結果、そういうことも全国的には、いろんな問題が明らかになったというような報道もありました。こういうことについて、町として、

今、答えられるものがありましたら、お願いできますでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） はい、お答えいたします。

ワクチンの有効性でございますけれども、これまで、佐用町において接種させていただいたワクチンが、モデルナとファイザーでございます。その中で、最大7回まで実施してまいりました。その中では、副反応等は、痛みですとか、それから腫れですとか、腫れたとか、そういうことが、よくありました。ただ、そういった部分につきましては、日数がたつにつれて、消えていくというような症状でございました。

ですので、そういった意味では…、あっ、発熱もございましたね。ですので、発熱によって、非常に倦怠感もあって、仕事を休まれるというような方もいらっしゃいました。中には。ですが、それも、皆さん、体験されながらでございますけれども、7回までの予防接種をされた方もございます。

その中では、ある一定の効果はあったと思っております。

と言いますのが、やはり最初、感染症、このコロナの感染症が起った時に、非常に重症化される方が多ございました。皆さんも、ご存じのように、報道であったように、コロナ感染によっての肺炎を併発されまして、お亡くなりになるというような報道もたくさん聞きました。

ですが、ワクチン接種が進むにつれて、やはり重症化をする方が少なくなってきたのではないかなというふうに感じております。ですので、やはり、ある一定の効果というものは、ワクチン接種によってあるというふうに感じております。

ですので、今後、おそらく、年1回、インフルエンザと同じように年1回のワクチン接種というような形に変わってくるんやなというふうに感じておるんですけれども、年1度、希望される方に関しましては、接種していただいて、重症化予防に努めていただくというふうな形でございます。

そして、副作用につきましても、何か、副作用がございましたら、また、対処療法というふうな形になりますけれども、そういったものもございますし、また、予防接種による健康被害というような委員会を設けることもできますので、そういったもので対応させていただきます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 新型コロナウイルス感染症の関係についての経済的支援については、この9月議会の補正予算の中で、接種する予定の関係とか、そういうことも、また、含めて質問しますので、この場からの質問は以上で終わります。

2つ目の質問を行います。猿の被害防止対策についてです。

猿による家庭菜園の被害が出ている地域が拡大しているという声が住民から聞かれます。被害が広がらないうちに適切な対処を求めたいと思います。

そこで、町の実態と対策について伺います。

1、被害状況の把握。

2、住民への情報公開と支援策の成果。

3つ目に、被害防止対策のため、「計画的な個体管理」と「被害対策への支援」に取り組む「大丹波地域猿対策広域協議会」というのがありますが、そこは、行政区、兵庫県だけではなくて、近隣の県をまたいだ行政区を超えた取組を行われております。このものを参考にして、対策も考えられないか。3点目は提案です。よろしくご回答お願いします。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、猿の被害防止対策についてのご質問にお答えをさせていただきますが、まず、1点目の被害状況の把握であります。佐用町における猿の被害は、近年では、三河、石井、海内地区でも多く発生しており、最近では、奥金近や奥長谷地区にも出没をして、農作物へ被害をもたらしております。その原因は、ハナレザルのグループの行動範囲が広くなりまして、各地にグループで出没をしているのではないかというふうに推測をしております。

次に、2点目の住民への情報公開と支援策の効果についてでございますが、情報公開といたしましては、猿が集落に出没したとの情報が、まず、役場に入り、人間に危害を加えるおそれのある、例えば、子供の下校時刻と重なる場合には、自治会長及び該当する小学校にも連絡を取って、早急に追い払い活動などの対応を取っております。

農作物被害等につきましては、町から情報発信するまでもなく、地域のネットワークで迅速な情報伝達が行われているというふうに理解をしております。

また、支援策の成果につきましては、町では獣害柵設置事業の1つとして、サル用の電気柵の材料費について、補助させていただいております。令和元年から三河地域や海内、奥海で、この事業によりサル用電気柵を設置しておりますが、これらの農地、設置した農地は全く、その後、進入されておりませんので、この防護柵は非常に効果が高いということが証明をされております。

また、猿の出没の多い地域では、佐用郡猟友会と農林振興課職員とで構成する鳥獣被害対策実施隊によるパトロールを強化し、爆竹や轟音玉による威嚇や追い払いの活動を継続的に行っております。

猿による農作物への被害を減らすためには、その集落内が猿にとって居心地が悪いというところだというふうに認識させることが重要であります。そのためには、集落ぐるみでの追い払い活動が大切となりますので、令和5年度には、4集落の住民の方に煙火消費保安手帳講習会を受けていただき、地域ぐるみでの追い払い活動を実践していただいております。また、今年度には、長谷地域の方にも、この講習を受けていただく予定でございます。

猿の出没時に轟音玉等による追い払い活動は、迅速かつ継続的に行っていただくことが重要でありまして、すぐには、成果として現れませんが、継続的に地域のみなさんに頑張ってもらっていただくしかないなというふうに考えております。

なお、駆除については、現在も佐用郡猟友会と連携して、農作物に被害を及ぼしているハナレザルグループの駆除活動も行っておりますが、今年度では6月に、海内地域で1頭の猿を捕獲をいたしました。なかなか簡単には捕獲ができないのが現状でございますので、より効果的な対策を実施ができるように、兵庫県森林動物研究センターなどの専門機関の指導を得て、猟友会と連携を図りながらすすめてまいりたいと考えます。

最後に、3点目の行政区を超えた取組についてということですが、佐用町に生息

している地域個体群に関する対策会議を兵庫県と隣接する宍粟市との３者で実施をいたしており、現状の猿の個体数や被害状況などの情報共有も行っております。これにより、個体群の特徴に沿う、実態に即した対策がとれる体制を構築しているわけであります。

また、先ほども申し上げましたが、森林動物研究センターからの指導も随時得ており、県内の他地域における個体群の対策状況等、幅広く情報収集にも努め、被害防止をすすめてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町長の答弁で、答えていただいたところを、できるだけ、重ならないようにとは思いましたが、重なる場合があるかもしれません。

町として、鳥獣害の被害防止計画というのをつくって、それに沿って、いろいろ被害対策をされているということで、その計画書、ちょっと、読み始めたばかりだったので、あれですが、その中で、その計画書の２ページの中に、特に被害が、ニホンザルについてですが、近年、餌付けから派生した 20 頭ほどの派生群が北部の一部集落において、甚大な被害、耕作意欲がなくなり耕作放棄が相次ぎ、集落単位で休耕田が増加しているというふうに、計画書の中に紹介があるんですが、先ほど、町長が答弁された、その地域というのは、どこになりますか。伺います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） この計画をつくった段階で、特に被害が多かった、海内集落、海内地区ですね、そこが非常に集中攻撃を受けたような形で、実際に、もう耕作をやめられたという方も多くありましたので、あえて、この計画に具体的に掲載をさせていただきました。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 計画書の中に書いてあるのになぞらって、お尋ねしたいんですけど、４ページのところに、計画書の中で、狩猟免許所持者への負担軽減を行うということで、紹介されていると思うんですけど、そこらへんは、具体的には予算化というか、どんな実態になっていますか。狩猟免許所持者への負担軽減についてです。お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） この制度、予算化させていただいてから、しばらくになります

が、狩猟免許の取得の時の受験費用、その一部を助成させていただいたり、免許の更新の時に、講習を受けていただく必要がございます。その講習会の費用の一部を助成させていただくものでございます。

佐用郡猟友会に加盟いただいております狩猟者の皆さんには、基本的には、こういった制度、助成制度を受けていただいております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 一部補助するということで、実態としては、その利用者と言ったらあれですけど、それを使って更新されたりしているという、人数的というか、より一層具体的な内容で分かりましたら、お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 申し訳ございません。その具体的な数字は、ただ今、持ち合わせておりません。

先日の決算、ご審査いただいた時の説明資料の中には、確か記載していたと思いますので、できれば、そちらをご覧くださいというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 防止対策協議会の取組として、これも 4 ページにありますけれども、森林動物センターによるニホンザル餌付け群の個体数管理で、雌猿ですね、取りつけていた発信機の電池が切れて、受信が途絶え、令和 2 年度以降、個体数管理ができていないと書いてあるんですね、計画書に。それで、その個体数管理というのは、その時点で、計画の段階ではそうだったということなんですけど、現在は、ちゃんと、できているんですか。伺います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） その後でございますが、発信機を取りつけようとするれば、まずは、捕獲をしなければいけませんけども、なかなか捕獲できないというのが、先ほどの町長の答弁でもありましたとおり、捕殺以外でも捕獲して、雌を捕獲できれば、わなですね、そういう発信機を取りつけて、監視、モニタリングをしていきたいというふうに思っておりますが、今時点では、まだ、できておりません。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） その、これは、専門家である県の施設ですね、そのの協力を得て、発信機をつけていくということについて、そのままだと、被害に遭われている方が、現実が増えていくわけですし、安心できるようにするためには、一番にやらないといけないんじゃないかと思うんですけど、どうなのでしょう。

どういう予定というか、そのままですということではなくて、発信機をつけていくということについて。もう一度、お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） もちろん、何もしてないわけではなくって、捕獲に向けて努力は、もちろんしております。それは、猟友会の皆さんもそうですし、我々職員も、積極的に、直接捕獲はできないので、わなの設置であったり、餌やりであったり、見回りというのは、お手伝いはさせていただいておるところでございます。

で、もし、その有害指定をしておりますので、捕獲した場合、個体数管理のための殺処分ということも、もちろん選択の1つでございます。

ただ、雌の場合は、先ほど、申し上げたような発信機をつけて、動態調査とか個体数の管理というところをモニタリングをしたいというふうに思っておりますが、ここ何年か生きた状態の雌が捕獲できていないということでございますので、捕獲に向けては、もちろん努力はしております。そんな簡単には捕まらないということは、ご理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 実際に、その、そういう捕獲であるとか、県の資料にもありましたけれど、獣害対策実施隊員ですね、実施隊というのか、機動隊じゃないですけど、実施部隊は、町の職員、それから、猟友会の方、それから、県の専門家の方というふうにはあるんですけども、具体的には、何人おられて、どんなふうに活動というか、猿が出ましたよという情報があったら、その人たちが即座に動けるような状態になっているのか、そのへんも含めてお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） こちら、鳥獣被害対策実施隊と申しますけども、構成員は10名でございます。

で、先ほど、申し上げましたとおり、農林振興課の職員のほか、佐用郡猟友会に所属し、狩猟者登録を行っておられる方のご協力もいただいております。

で、今、総勢 10 名で活動をしておりまして、各地区のハンターの方にご協力をいただいております。

具体的な活動なんですけど、これは猿対策のために設置しておるものではなくって、全ての有害鳥獣の対策のために設置しておるものでございます。

例えば、よくあるのが、のり網に鹿がかかって、そのまま、まだ、生きて暴れているというような時に対策をしていただくであったり、熊が集落周辺に出没した時の追い払い活動であったり、監視活動。また、有害捕獲活動を中心的に行うという活動をしております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 確かに、猿以外の鹿あるんですけど、今回、私は、猿の被害のことについて、絞って質問しているので、その関係でお尋ねしますけれど、先ほど、質問の中で、取り上げさせていただいた「大丹波地域猿対策広域協議会」このホームページでいうか、いつでも、誰でも見れるところで視聴させていただいたら、猿の動向について、先ほど、電池切れになっていうやつですけども、発信機を取りつけて、猿の動向が分かるように、ちゃんとモニタリングというんですか、猿の動きが分かるようなことを、ずっと続けていく中で、猿の動きというか、生体をちゃんとつかんで、いつ出てくるんか分からへんというのが、私たちが、よく聞く話なんですけれど、猿の動きを、そういう形で科学的に把握する中で、いつ頃出そうだとか、そういうことも分かるような時代になるというふうに、そこのホームページの動画ですけども、やられていました。徹底して、専門の方がいて、それで、現地を見てというふうな、そういうことをやられていたので、そこまでやって、その上で、さらに、住民の方に、猿が出てくる時に追い払う。効果的なことをやっておられるなと思って見たんですけど、ぜひ、そういうことが、実際の上で、できたら、もっと被害も少なくなるんじゃないかなと期待するところなんですけれど、ですから、そういう猿の出没について、専門の人、獣害対策実施隊員というのは、いわゆる、それだけにかかるというような人は、今のところ、大丹波地域の猿対策広域協議会のような体制にはないということになりますか。あつてほしいと思うんですけど、どうなんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 広域で取り組まれておられるところの、その体制、平時の体制まで、私どもも確認はできておりません。どのような立場の方が、そこに従事されているのかということは、存じ上げませんけども、おそらくは、我々のような自治体で、猿の専門家なんて、まずいないというふうに思っています。そのためには、やはり、専門機関、先ほど、申し上げました兵庫県の森林動物研究センター、その研究員の方の指導がなくては、我々も、なかなか身動きも取りにくい。そのご指導をいただいて、我々も行動をしておるというところでございます。

もちろん、発信機、最新の発信機をつければ、猿が、次、どこを狙っているかという情報が分かるやもしれませんが、今時点では、なかなか、そういうことは、判読は難しいの

ではなかろうかというふうに思っております。

ただ、我々は、その経験則で、例えば、今日、三河で出たのに、明日、奥海で出るかというと、決して、そんなことはなくて、大体、1回出沒すると、そこに何回かは続けて出沒するという経験値は持っております。そういったことも踏まえて、捕獲に努めていきたい。その捕獲の方法についても、兵庫県の森林動物研究センターの研究員の方の指導を得ながら取り組みたいということで、何もしていないわけではございません。一生懸命取り組んでおりますし、この先ほど申し上げた実施隊の猟友会の方にも週に何日ということで、見回りと、万が一いた時の追払い活動については、お願いをしているところでございます。こういったものも、もちろん報酬をお支払をして、取り組んでおりますので、地域の方におかれましても、見かけられたら、早めに通報いただいて、早めの対策で、さらには、先ほど申し上げた、猿用の防護柵というものが非常に効果が高くございますので、そちらの導入もご検討いただければというふうに思っております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 経験値を生かして、頑張っているんだという、その頑張りは、分かりましたが、実際の被害が、より軽減できるように、いろんな地域の取組を参考にして、一番近い丹波地域の、その大丹波地域猿対策広域協議会の取組など、もっと、入れていただいたらいいなと思います。

で、もう1つ聞きたいのは、目撃情報の提供なんですけれど、住民の方に聞いたら、確かに猿の被害あったけども、そんなにあったでって、あんまり役場に直接言っていないと言うんですね。私が聞きましたらですね。ですから、情報提供、どれぐらい町のほうにはあるんでしょうか。年間というか、特徴的に。住民の人が、全部が全部、そうやって言っているわけじゃないので、氷山の一角が役場のほうに上がっているのかなとも思いますが、そこらへんの目撃情報の提供というのは、どんな状況にありますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 私どもの感覚とは、全く真逆でございまして、大変たくさんの通報をいただいております。

で、特に、農会長さんとかが代表して、ご連絡いただける。もう本当に大変な被害なので、今すぐ何とかしてくれという、その悲痛な通報というのも、かなりございますので、おそらくは、地域の中で、代表されている方、把握されている方で、そこそこの地域に猟友会の方もおられますので、そういった方も、おそらくは、すぐに対応をしていただいていると思いますし、また、今、地域で、町長の答弁にありましたとおり、追払い活動をするための轟音玉、ものすごい大きな音の出る威嚇するための爆竹、火薬があるんですけれども、そちらは、講習を受けないと使用できませんので、そういった講習会にも、そういった出沒する地域の方、たくさんの方、受講いただいて、資材も実際に地域にお渡ししております。なので、出たら、すぐに追いかうということを、平時から、ご依頼のほうをさせていただいておりますので、やはり、そういった継続した活動の中で被害を軽減させるというのが、一番、現時点で有効なのではないかというふうに考えておりますので、そ

こを、中心に対応をさせていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 農会長さんを通じて、都度都度、被害があった場合は、役場のほうに情報が提供されているという、そういう流れになっているということを、確認できました。

私の知っている人は、そうではなかったので、ちょっと、確認させていただきたかったんですね。

で、14 ページにあります佐用町鳥獣害防止対策協議会ですけども、その今、おっしゃっている役場、猟友会、自治会とか、農会長さん、それから、森林動物研究センター、光都農業改良普及センターの関係者の方々が一堂に会する、そういう協議会というのは、どんな頻度で、開かれて、その対策というか、対応について協議がなされているのか、今一度、お示しいただけませんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） ちょっと、頻度まで、今、定かではありませんが、定期的開催はさせていただいておるといふふうに思っております。

ただ、協議会の中で、情報共有ということ、一番の重きに置いておりますので、これはもう、猿だけではなくて、当然、全ての有害鳥獣に対してなんですけども、特に、このあたりでイノシシの被害が多いとかっていう情報共有させていただきながら、その対策とか、新しい助成制度があったら、こういう場でお知らせしたり、農会長さん、お集まりいただきますので、そういった生の声を聞く場として開催をさせていただいておるところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 定期開催ということですから、年に少なくとも、どれぐらいいうんか、1 回以上はされているということで、よろしいんですか。

先ほど、猿の発信機が外れてそのままになっているんやというようなことが、計画書に書かれるような状態を、そのままにしておくというようなことが、その協議会の中では問題にならなかったのかなと、私自身は、それを文書だけ見て思ったので、対応としては、もっと、捕獲は難しいんだと、賢い動物やから難しいというのは分かるんですけど、ちゃんと、専門家も加わった会合もあるわけですから、そこで、もっと、協議をしておられると思いますけれども、そういう点で、ぜひ被害が減るように取組をしてほしいので、会議のあり方とかいうものが分かれば、示してほしいなと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 確かに、有害鳥獣からの被害を防ぐことを目的とした協議会でございますので、その目的が達成できるように、あり方については、有効に、柔軟に対応していきたいというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 猿の被害防止対策については、以上で質問を終わって、次の最後の 3 項目目、歴史環境の保存と景観づくりについてを質問したいと思います。

最近、南光坊瑠璃寺に観光に来られた方から、以前に比べ寂れた感があり残念だとの感想を聞きました。

佐用町総合基本計画にある、自然と歴史・文化を守り生かす計画について伺いたいと思います。

その計画は、歴史的環境は景観としての美しさとともに、次世代へ継承していくことで地域らしさの確立につながっていきます。また、保存と後世への継承・活用が必要と記されています。

旧南光町の町名にもなった「南光坊瑠璃寺」は、建立から 1200 年余が経過したお寺で、数多くの重要文化財も伝わってきています。

そこで、具体的には、瑠璃寺入り口にあります看板ですが、佐用郡教育委員会、南光町公民館という連名で瑠璃寺の文化財を紹介されている看板があるんですけど、看板そのものは非常に老朽化しておる状況で、見た限りでは、はがれた、半分がというふうに見たんですけど、剥がれた状態のままになっております。現地も見ていただいて、ぜひ対応を求めたいところです。よろしくお願いします。

議長（千種和英君） 浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、歴史環境の保存と景観づくりについてのご質問にお答えします。

歴史環境の保存と美しい景観づくりにつきましては、主要施策の中で、地域を代表する文化財・名勝などについて保護・活用に努めることを掲げております。具体的には、地域の文化財資源を生かし、観光振興や地域活性化に寄与することを目指しております。

質問の要旨にある看板につきましては、瑠璃寺の説明と指定文化財の一覧を掲載し、見学者が理解できるように配慮しております。

しかしながら、今回、現地確認を行ったところ、老朽化が進んでいることや、設置者の名称が合併以前のもののままであること、さらには指定文化財の内容も解除されているものがあるなど、現在の状況とは異なる点が見受けられました。このため、看板につきましては、詳しい調査の上、検討していきたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 瑠璃寺は、氷ノ山後山那岐山国定公園、国定公園の自然豊かな地に建立されております。

入り口のところは、現在、以前、県立昆虫館でしたが、現在は、佐用町昆虫館となっております。のも設置されているところです。

そこの以前の昆虫館長でありました、前任者であった内海功一さんが、その船越山自然物語という書に、あの地域の生物の宝庫、船越山というのを観察として、まとめられて本にされているところです。それらを目にして、改めて、あの地域の自然豊かな財産を、ぜひ佐用町でも生かしていかないといけないんじゃないかなと、私は、思いました。

で、今、三河小学校跡地は、三河アートセンターということで、跡地活用がされており、そのセンターの中で、教室の一角に瑠璃寺を紹介した展示室もあります。その中を見学して、改めて、そこの施設の重要なもの、それから、瑠璃寺の中で、国の指定文化財もある。現在、どのような状態なのかということも、私は、あれなんですけれども、そういった埋もれたと言ったらあれですが、皆さんにとって日が当たっていないんじゃないかと、そういう点で、ぜひ質問として取り上げさせていただきました。

非常に重要な、後世に残していかなければならない、そういうものがあるということの認識をしていただきたい。

それから、先ほど、質問した猿なんですけれども、関連するところなんです、以前は、あそこ、自然、餌付けの前は、今もそうです、ハナレザルが悪い。いろいろ、いろんなものをしているんですけれども、かつては本当に猿が自然にたくさんいて、そのいろんな被害があったので、餌付けするという形で、猿を管理するというか、そういうことが、その本の中にも紹介されています。悩みだった猿をモンキーパークということで、自然動物園として設置して、餌付けをして、だけど、今でも猿のことだから、自由に山に住んでいる猿だから遠征することもあり、いろいろ人と関わるということで、いろんな問題もあるから、これからも、これは課題だということで、紹介がされているところがあります。

なので、猿の関係も関係する瑠璃寺です。そういう点で、一環として、被害を出している猿だけじゃなしに、観光として、今、人が、なかなか来られていない現実もありますので、管理上も、なかなか大変な状況があるんじゃないかと思います。そこらへんは、町としては、どんなとらまえ方というか、改めて、先ほど、冒頭に回答はしていただきましたけれども、今一度、何か、回答がありましたら、お願いできませんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。

おっしゃるとおり、看板に書いてあるのは、随分と内容は変わっておるんですが、確かに、あその看板の中にも、今、国、県、町の指定しておる文化財は 16 ございます。

そして、佐用町におきましては、平成 29 年 10 月に利神城跡の国指定を契機に、佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクトというのを計画させていただいておりまして、その歴史的文化的資源、それらの指定文化財はもちろんなんです、それらを問わず、同じような価値のあるもの。我々佐用町民が自然に接している里山や棚田等の農村景観、町並

み等、先祖から引き継いだ貴重な歴史資源、これらを歴史資源と捉えまして、これらを未来に継承していくということが、非常に大事で、それらは、佐用町にとっての大切な観光資源、歴史的資源、文化的資源と捉えて、これからも大切にしていって、未来につないでいくということが重要事項であると考えておるところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ。

13 番（平岡きぬゑ君） もう 1 点、旧、合併する前の町では、それぞれの町の歴史的なことをまとめ、南光の場合はですけども、住民が手作りで、その資源をまとめた冊子が 3 冊にわたってあるんですけども、そういったものも、改めて見直していくと、今の現在の私たちが、忘れてはならないことがたくさんあるなど、いろんな大事なことがあるんだなということも、この質問をする上で、認識を新たにしたところです。

ぜひ、歴史環境を保存するという立場で、町として取組を強めていただきたいことを述べまして、質問を終わります。

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。
これで通告による一般質問は終了しました。

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
お諮りします。議事の都合により、明日 9 月 12 日から 19 日までは、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。
次の本会議は、9 月 20 日、金曜日、午前 9 時 30 分より再開いたします。
それでは、本日は、これにて散会とします。どうも御苦労さまでした。

午後 0 4 時 0 0 分 散会
